



岐阜県食品安全行動基本計画

～第3期～

食の安全、安心に関する5か年計画



岐阜県

はじめに



安全で安心な食生活の維持は、私たちにとって最も基本的な願いであり、未来を担う子どもたちの成長のために必要不可欠なものです。

当県では、平成15年12月、県議会議員の提案により「岐阜県食品安全基本条例」を全国に先駆け制定しました。この条例では、「食の安全・安心」に関して基本理念を定め、県・食品関連事業者・消費者の行うべき役割・責務や施策の推進の方向を明確にしています。

この条例の規定に基づき、食品の安全性の確保等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第1期及び第2期の「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定し、実施してまいりましたが、その間、東日本大震災に伴う食品の放射性物質汚染の問題や腸管出血性大腸菌O157による食中毒のほか、最近では外食におけるメニュー表示の問題が発生するなど、食品を取り巻く様々な課題が明らかになりました。

こうした中で、今般、現状の課題に対応する取り組みに重点を置いた「第3期岐阜県食品安全行動基本計画」を策定しました。その策定にあたっては、専門家や消費者等で構成する「岐阜県食品安全対策協議会」をはじめ、パブリック・コメントや意見交換会などにより、県民の皆様方からご意見をいただきました。

この計画を推進するためには、行政や関係機関・団体のみならず、食品関連事業者、消費者といった食品に関わるすべての方々が、食品に関する様々な課題を十分に認識し、それぞれの役割を積極的に果たしていく必要があります。県といたしましては、県民の皆様との連携を深め、県内に流通する食品の安全・安心の確保を図っていきたいと考えています。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました岐阜県食品安全対策協議会の委員をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成26年4月

岐阜県知事 古田 肇

目次

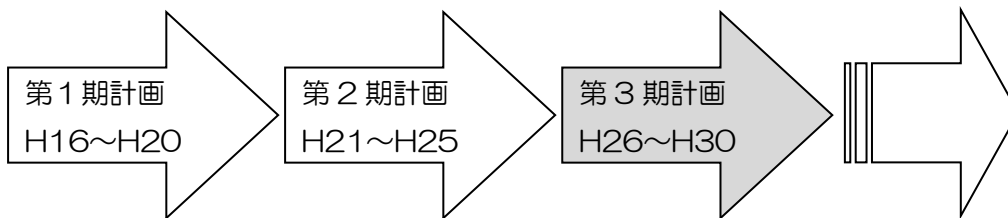
はじめに	1
目次	2
【総論】	
Q1 岐阜県食品安全行動基本計画とは？	4
Q2 第1期、第2期計画では何をしてきたの？	4
Q3 第2期の目標は達成できたの？	6
Q4 第3期計画では何をするの？	10
目標	11
施策の方向	11
施策の方向1 食品等の安全性の確保	13
施策の方向2 食品に対する安心感の向上	16
施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保	17
重視する手法 コラボレーション	18
推進体制	19
【各論】	
施策の方向1 食品等の安全性の確保	20
1 コンプライアンスの推進 重点施策	20
2 食中毒防止対策の推進 重点施策	23
3 監視指導・検査の推進	27
(1) 食品関連施設の監視指導	27
(2) アレルギー物質対策 重点施策	30
(3) 放射性物質対策	33
(4) 農薬対策	36
(5) 食品添加物対策	39
(6) 遺伝子組換え食品対策	41
(7) 環境汚染物質・環境因子対策	44
(8) 動物用医薬品対策	46

(9) 牛海綿状脳症（BSE）対策	49
(10) 健康食品対策	52
(11) 食品表示対策 重点施策	55
(12) 輸入食品対策	58
(13) 食品廃棄物対策 重点政策	60
4 危機管理体制の構築	62
施策の方向2 食品に対する安心感の向上	64
1 リスクコミュニケーションの推進	64
(1) 双方向のリスクコミュニケーション 重点施策	64
(2) 食品の安全と信頼に関する情報の提供	67
(3) 県民の意見の収集と活用	70
施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保	72
1 環境にやさしい農業の推進	72
2 地産地消の推進	75
3 食品の安全を支える調査研究の推進	78
4 食品の安全を守る人材の確保・育成 重点施策	80
資料編	83
岐阜県食品安全条例	84
用語解説	89
指標一覧	92
相談窓口一覧	97

Q1 岐阜県食品安全行動基本計画とは？

「岐阜県の食品の安全・安心を守っていくための計画」です。

岐阜県食品安全基本条例第 20 条に基づき、食品等の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する施策の方向や指針、具体的な行動目標を定めるものです。計画期間は 5 年間で、第 3 期は平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間で



※食品・・・すべての飲食物（医薬品・医薬部外品は除く）のこと。

※食品等・・・食品のほか、「添加物」「器具（調理器具や食器など）」「容器包装」「食品の原料または材料として使用される農林水産物」のこと。

Q2 第1期、第2期計画では何をしてきたの？

3つの目標を掲げ「安全・信頼・安心」を追求しました。

第1期、第2期計画を通じて、次の3つの目標を掲げました。

【目標1】

全ての県民が、毎日の食生活が、私たちの生命や健康の根源であるという共通認識を持って、それぞれの立場で食品の安全性の確保に関する自主的な取り組みを行う社会をめざします。

【目標2】

食品の生産者と消費者が相互に理解しあえる、顔の見える関係づくりを通じ、信頼関係の構築をめざします。

【目標3】

全ての県民は、食品の安全性確保に関して、それぞれの立場から自由に意見を出し合い参加できる仕組みを構築し、県民の真に望む食品の安全性確保をめざします。

第1期、第2期計画では、3つの目標を達成するために、次の3点に着眼し取り組みました。

- 着眼点1 安全な食品の供給確保
- 着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上
- 着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

これらの着眼点に沿って、食品の生産から流通・加工・販売、消費に至る各過程における課題に対応した具体的なアクションを設定し（第1期計画では30アクション、第2期計画では33アクション）、事業を実施しました。

◇生産過程における取り組み

環境にやさしい「ぎふクリーン農業」の推進や、農薬・動物用医薬品の適正使用の徹底に取り組みました。また、食品関連施設における自主管理体制の構築を支援しました。

◇流通・加工・販売過程における取り組み

食品工場や店舗への監視指導を行い、さまざまな検査を実施しました。

【検査の内容】

残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品、残留動物用医薬品、牛海綿状脳症（BSE）、健康食品、食品表示、（東京電力福島第一原発事故後）放射性物質

また、食品関連事業者に対して、関係法令等についての講習会を開催し、コンプライアンスの重要性を訴えました。

そのほか、「県産品愛用推進宣言の店」の指定、学校給食における県産農産物の利用拡大に向けた支援など、地産地消を推進しました。

◇消費過程における取り組み

シンポジウムやセミナーなどのリスクコミュニケーションを行い、「食品の安全に関する客観的な情報をもとに、県民と意見交換しながら、県民が自分で考えて判断する」というあり方を重視しました。

Q3 第2期の目標は達成できたの？

【目標1】

全ての県民が、毎日の食生活が、私たちの生命や健康の根源であるという共通認識を持って、それぞれの立場で食品の安全性の確保に関する自主的な取り組みを行う社会をめざします。



食品関連事業者が自主的にコンプライアンスに取り組み、消費者が主体的に情報収集やリスク対策に取り組む社会に変わりつつありますが、その取り組みを継続していくことが重要です。

○食品関連事業者のコンプライアンスに対する取り組み

県では、すべての食品が衛生的に取り扱われるよう、食品関連事業者に対する監視指導および検査を実施しました。また、食品関連事業者向けの講習会等を通じ、コンプライアンスの徹底を呼びかけました。

平成16年度から平成24年度までに実施した検査では、残留農薬や残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品の検査については違反がみられませんでした。また、食品表示の検査においても違反率は減少傾向となるなど、食品関連事業者が自主的にコンプライアンスに取り組み、コンプライアンスに対する意識が高まったことで、検査違反が減少傾向にあることが推測されます。

しかし一方で、平成25年度にはホテルやレストラン等におけるメニューの食材について事実と異なる表示がなされていたことが判明し問題となるなど、コンプライアンスの取り組みが全ての食品関係事業者に十分に浸透したとは言えない状況にあります。

食品表示に関する関連法令は多岐にわたり、制度に対する理解不足や確認もれ等による不適正な表示のほか、全国的には産地偽装や改ざんなどの偽装表示も発生しています。食品関連事業者にコンプライアンスの考え方を浸透させ、体制構築を促すとともに、コンプライアンスを社会全体で促進する雰囲気づくりを進めていく必要があります。

【平成 16 年度から平成 24 年度までに実施した検査の結果（県内に流通する食品）】

検査種別	結果
残留農薬検査	違反なし
残留動物用医薬品検査	違反なし
遺伝子組換え食品検査	違反なし
食品添加物検査	違反は年間数件程度
食品表示検査	違反は減少傾向（H16 年度：10.6%⇒H24 年度：1.9%）

○リスクコミュニケーションの取り組み

県では、食品関連事業者や消費者との意見交換や、インターネットによる情報提供などのリスクコミュニケーションに取り組みました。

背景には、平成 15 年 7 月に施行された食品安全基本法により、リスクコミュニケーションの取り組みが本格的に始まったことや、インターネットの普及により情報を発信しやすくなったことがあります。

第 1 期計画策定前と現在を比較すると、消費者の食品の安全に対する考え方は大きく変わりました。食品のリスクについての情報を積極的に求める消費者が増え、食品の安全と信頼に関する情報提供を迅速かつオープンに行う必要性が高まっています。

平成 23 年度には、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染や腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒死亡事件という、食品の安全に関する大きな事件がありました。県では、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、シンポジウムを計 9 回開催しましたが、消費者の関心は高く、計 719 名が参加しました。

○新たな課題への対応の必要性

食品関連事業者や消費者の主体的な取り組みが進んだ一方、新たな課題も浮かび上がっています。食中毒は依然として発生しており、とりわけ学校や病院、社会福祉施設などの公共の場や家庭での発生が懸念されます。また、全国においては、食物アレルギーによる重篤事故が起きています。こうした課題に対し健康被害を未然に防止するべく取り組みの充実・強化が必要です。

また、将来に向けて食品の安全・安心を確保するためには、食品の安全に関わる人々が高い専門性を持つことが求められ、食品の安全を守る人材の確保・育成を進めることが必要です。

主な課題

- コンプライアンスを社会に浸透させること
- 公共の場や家庭における食中毒の発生を防ぐこと
- 食物アレルギーによる健康被害を防ぐこと
- 食品表示の適正化を図ること
- 食品の安全に関わる人材を育成すること

【目標 2】

食品の生産者と消費者が相互に理解しあえる、顔の見える関係づくりを通じ、信頼関係の構築をめざします。



信頼関係の構築が進んでいますが、信頼の醸成にゴールはなく、今後も相互理解を深めていくことが大切です。

顔の見える関係づくりに向け、地産地消を推進するとともに、農産物の生産現場や食品の製造現場の見学を含む「食品安全セミナー」などを実施し、食品関連事業者と消費者の信頼関係の構築に努めました。

また、信頼関係を支える情報を提供するため、子育て世代を主な対象とした広報紙「食卓の安全・安心ニュース」やメールマガジン、Facebook の活用などさまざまな手法による情報提供を行いました。

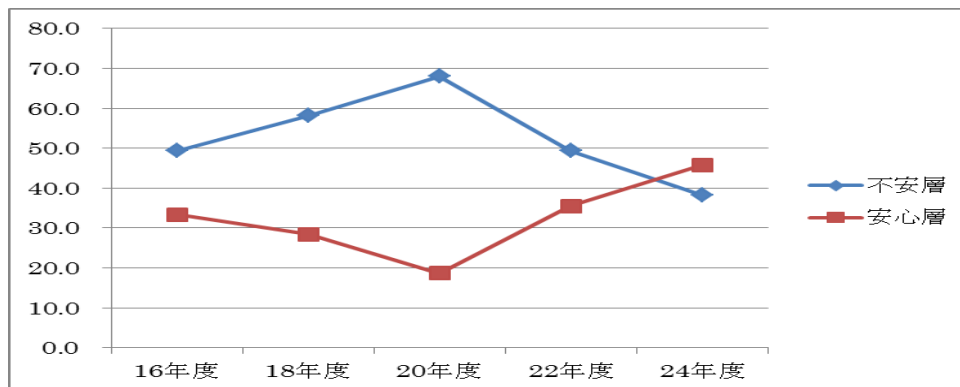
県政世論調査の結果によると、普段食べている食品の安全性（残留農薬・食品表示など）について不安を感じる層は、平成 20 年度をピークに減少し、平成 24 年度には安心層が不安層を上回りました。平成 20 年は、産地偽装や消費期限表示の改ざんなど、食品に関する事件が相次いで発生し、大きく報道された時期です。県政世論調査からは、平成 20 年度以降、食品に対する安心感が回復してきた傾向がうかがえます。しかし一方で、平成 25 年度にはホテルや百貨店等のレストランにおけるメニューの食材について事実と異なる表示がなされていたことが判明するなど、消費者の信頼を裏切る事件も起きており、信頼の醸成は道半ばです。

これまでの努力を継続・発展させ、食品のリスクに関する情報を求める消費者が参加できるような、双方向のリスクコミュニケーションの場を提供する必要があります。

＜県政世論調査＞

「あなたは、普段食べている食品の安全性（残留農薬・食品表示など）について不安を感じることがありますか」

- ◆ 不安層（「常を感じている」「少し感じている」）
- ◆ 安心層（「全く感じていない」「あまり感じていない」）




主な課題

- 双方向のリスクコミュニケーションを推進すること

【目標3】

全ての県民は、食品の安全性確保に関して、それぞれの立場から自由に意見を出し合い参加できる仕組みを構築し、県民の真に望む食品の安全性確保をめざします。

 県民が、食品の安全性確保に関して自由に意見を出し参加できる仕組みの構築が進みました。

食品安全に関する計画の策定・変更時におけるパブリック・コメントやアンケート調査の実施、シンポジウムや意見交換会の実施など、県民から食品の安全性確保に関する意見をお聞きする機会を設けました。

また、岐阜県食品安全対策協議会を開催し、消費者、生産者、流通業者、学識経験者の方々に、それぞれの立場からご意見をいただきました。

こうした仕組みを継続・発展し、県民それぞれの立場からの意見を反映した形で食品の安全性を確保していくために、双方向のリスクコミュニケーションを一層推進する必要があります。

主な課題

- 双方向のリスクコミュニケーションを推進すること

Q4 第3期計画では何をしますか？

以下の「基本的な考え方」を踏まえたうえで、Q3で示した「主な課題」を重点施策として施策の方向を示します。

【第3期計画：基本的な考え方】

- これまでの取り組みを継続・発展させ、毎日の食生活における安全・信頼・安心を向上させます。
- 第1期、第2期の主な課題については、重点施策として一層の取り組みの充実・強化を行います。
- 現状に的確に対応した施策の方向へ取り組みを進め、将来の安全な食生活を確保します。
- 取り組みにおける質の向上のため、過程を重視し県民とのコラボレーションを推進します。
- 県民が「食の安全・安心」を実感できるよう、県は、県組織内の連携を密にして、迅速かつ積極的に行動します。

【主な課題】 ⇒ **重点施策**

- **コンプライアンスの推進**
- **食中毒防止対策の推進**
- **アレルギー物質対策**
- **食品表示対策**
- **食品廃棄物対策**
- **双方向のリスクコミュニケーション**
- **食品の安全を守る人材の確保・育成**

目標

すべての県民とのコラボレーションにより、「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指します。

◆安全で

食品等の安全性の確保を目指します。

◆安心な

食品に対する安心感の向上を目指します。

◆将来にわたって

将来にわたる安全な食生活の確保を目指します。

◆コラボレーションにより

過程を重視し、食品関連事業者や関係団体を含むすべての県民とのコラボレーションによって計画を進めていきます。



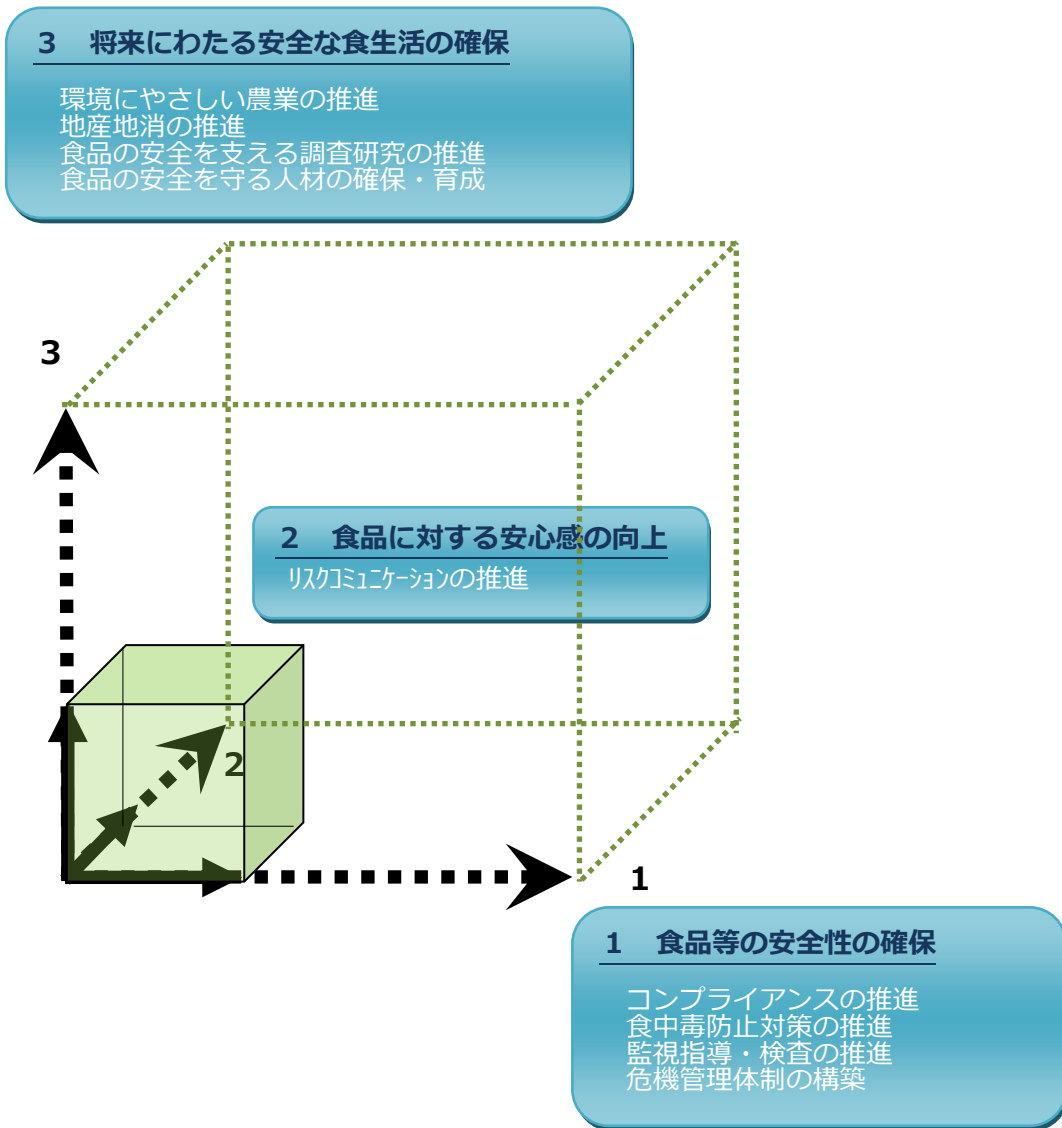
施策の方向

目標を実現するため、「食品等の安全性の確保」「食品に対する安心感の向上」「将来にわたる安全な食生活の確保」の3つの方向に向かって施策を展開していきます。

施策の方向	具体的な施策
1 食品等の安全性の確保	1 コンプライアンスの推進 2 食中毒防止対策の推進 3 監視指導・検査の推進 4 危機管理体制の構築
2 食品に対する安心感の向上	1 リスクコミュニケーションの推進
3 将来にわたる安全な食生活の確保	1 環境にやさしい農業の推進 2 地産地消の推進 3 食品の安全を支える調査研究の推進 4 食品の安全を守る人材の確保・育成

<施策の方向のイメージ図>

3つの施策の方向を伸ばすことによって、目標「**将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県**」の実現を目指します。



実線は「現状」を、点線は「将来」を表しています。各施策の方向に沿って具体的な施策を進めていくことで、「現状」から「将来」に向かって空間が広がり、目標の実現に近づいていきます。

施策の方向 1 食品等の安全性の確保

コンプライアンス、食中毒防止対策、監視指導・検査、危機管理体制の構築を推進することにより、食品等の安全性の確保を目指します。

1 コンプライアンスの推進 **重点施策**

～コンプライアンスを社会に浸透させ、安全と信頼を生み出します。～

食品関連事業者にコンプライアンスに対する意識定着を促し、事業者によるコンプライアンス体制の構築を支援します。

また、コンプライアンスに取り組む食品関連事業者を応援する雰囲気社会を醸成し、消費者の理解と社会全体のモラル向上を促進します。

コンプライアンスとは？

「～に依ること」という意味の英語 (compliance) です。そこから派生して、「法令遵守を含めた『社会の期待』に依ること」という意味で使われます。

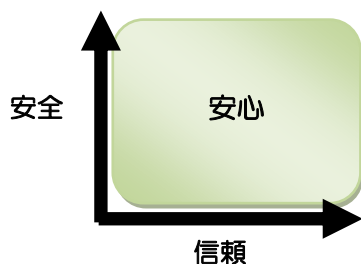


【コンプライアンスの推進が「安全」と「信頼」を生み、「安心」を広げる】

食品関連事業者が社会の「期待」に応え、衛生管理や品質向上などの真剣な取り組みを通じて食品の安全性を向上させることで、「安全」が確保されます。

それと同時に、行政や食品関連事業者が消費者に対し十分な情報提供を行うことで、消費者の理解が促進し、消費者は食品に対する「信頼」を増していきます。

安全・信頼・安心の関係は、「**安全 × 信頼 → 安心**」と考えることができます。コンプライアンスを推進するなかで「安全」と「信頼」が生まれ、同時に消費者の「安心」が広がっていきます。

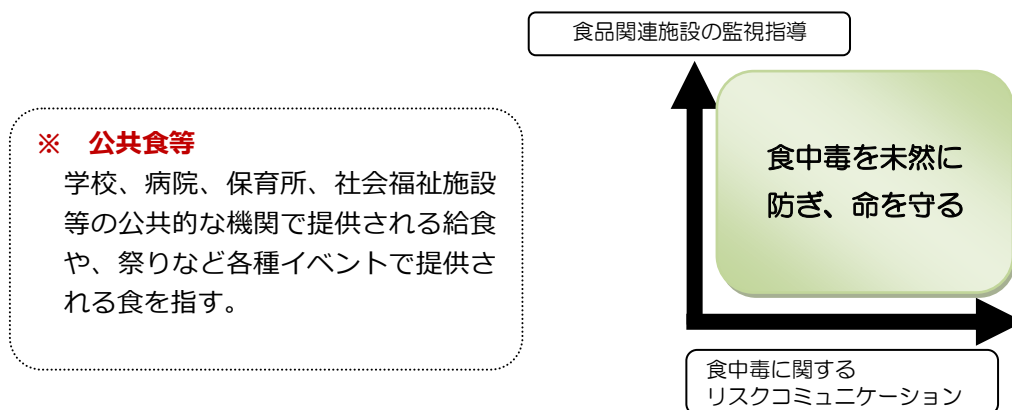


安全	科学的に見てリスクが低いこと。(客観的)
信頼	行政、食品関連事業者等の真剣な取り組み、十分な情報提供により醸成される。
安心	消費者の心理的な判断。(主観的)

2 食中毒防止対策の推進 **重点施策**

～飲食店や学園祭、家庭での食中毒の発生を未然に防ぎます。～

食品関連施設等への効果的な監視指導と、消費者や食品関連事業者への食品衛生知識の普及啓発を実施することにより、食中毒の未然防止を図り、県民の健康を守ります。特に、「**公共食等（※）の安全性の確保**」については、重点課題として位置づけ、衛生管理の徹底を図ります。



3 監視指導・検査の推進

～基準が守られているか科学的に確認し、事業者を指導します。～

アレルギー物質、放射性物質、農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品、環境汚染物質・環境因子、動物用医薬品、牛海綿状脳症(BSE)、健康食品、食品表示、輸入食品、食品廃棄物について監視指導・検査を推進します。特に、**アレルギー物質対策及び食品表示対策、食品廃棄物対策**については重点施策とし、対策を進めます。

○アレルギー物質対策 **重点施策**

アレルギー物質の混入防止と適正表示についての監視指導を徹底するとともに、アレルギー物質の表示制度や食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギーによる事故を未然に防止します。

また、学校給食においては、可能な限り児童生徒の個々の状況に対応した対策を行うとともに、万が一事故が発生した際の緊急体制を整備します。

○**食品表示対策** **重点施策**

食品表示が適正に行われるよう、事業者の食品表示に対する監視指導を適切に行うとともに、事業者に対して食品表示に関する正しい知識の普及を進めます。それと同時に、消費者が正しい知識を持って食品を選択できるよう、消費者に対して食品表示の知識を普及します。

○**食品廃棄物対策** **重点施策**

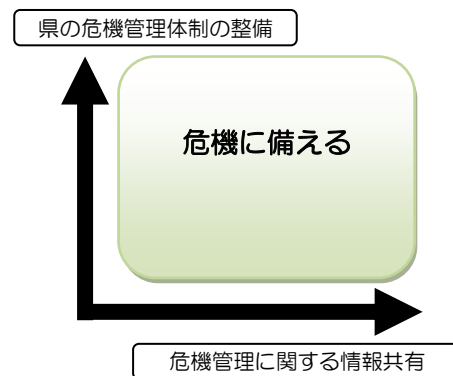
食品事業者に対して、食品を廃棄する場合は排出者責任として、適切な処理をするよう周知するとともに、食品廃棄物が再び食品として販売されることのないよう、監視指導等の対策を実施します。

4 危機管理体制の構築

～食品事故の発生に備え、食品安全の危機管理体制を整備します。～

食品関連の事故が発生した際に迅速・的確に対応できるよう、状況の変化に応じてマニュアルの見直しを行うとともに、関係職員に周知徹底を図り、適切な運用に努めます。

また、食品関連事業者と食品の危機管理に関する情報の共有を進めます。



施策の方向2 食品に対する安心感の向上

リスクコミュニケーション（※）を推進することにより、食品に対する安心感の向上を目指します。

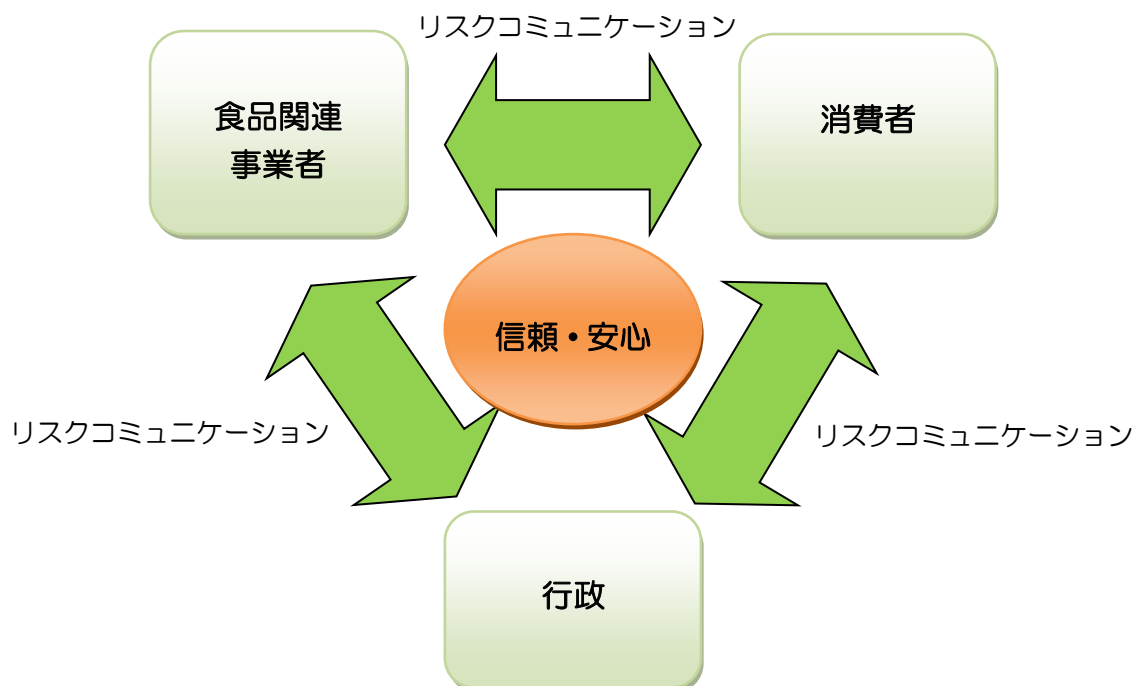
1 リスクコミュニケーションの推進

～情報共有と意見交換により、食品安全について共に考えていきます。～

県民や食品関連事業者との双方向のリスクコミュニケーションや、食品の安全と信頼に関する情報提供、県民の意見の収集・活用を推進します。特に、「双方向のリスクコミュニケーション」については重点施策として推進を図ります。

○双方向のリスクコミュニケーション **重点施策**

リスクコミュニケーションにおいては、「食品のリスクに対する総合的な理解」を重点課題として位置づけ、双方向のリスクコミュニケーションを通じて、食品安全に関する全ての関係者との情報共有を進めるとともに、関係者がそれぞれの立場において主体的な取り組みができるよう、共にリスク対策を考えていきます。



※ **リスクコミュニケーション**

食品の安全性について、消費者や食品関連事業者、行政の間で情報共有や意見交換を行い、共に考えていくこと。

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

食品の安全を守る人材の確保・育成、調査研究、環境にやさしい農業、地産地消などを推進することにより、将来にわたる安全な食生活の確保を目指します。

1 環境にやさしい農業の推進

～安全な農産物を安定的に供給します。～

「ぎふ農業・農村基本計画」に基づき、環境にやさしい農業への支援や安全な農産物の安定供給に必要な担い手を育成します。

2 地産地消の推進

～消費者と生産者を結び付け、安心を広げます。～

県内産農産物の安定的な供給の促進とともに、農産物の直売活動の活性化や県産品を取り扱う店舗の充実、学校給食における購入費の助成などにより、県内産農産物を利用しやすい環境を整えます。

3 食品の安全を支える調査研究の推進

～食品の安全に関する調査研究・技術開発を進めます。～

農畜産物の生産技術や、食品の安全性に関する調査研究を推進し、その成果を食品安全施策に活用します。また、事業者等からの技術相談を受け付け、技術支援を行うとともに、調査研究の成果を普及します。

4 食品の安全を守る人材の確保・育成 **重点施策**

～食品の安全に関する高い専門性を持つ人材を育成します。～

行政職員に対し、最新の知識や技術の習得機会を設け、専門性を高めます。また、食品等関連事業者に対し、必要な知識と技術の習得を支援します。

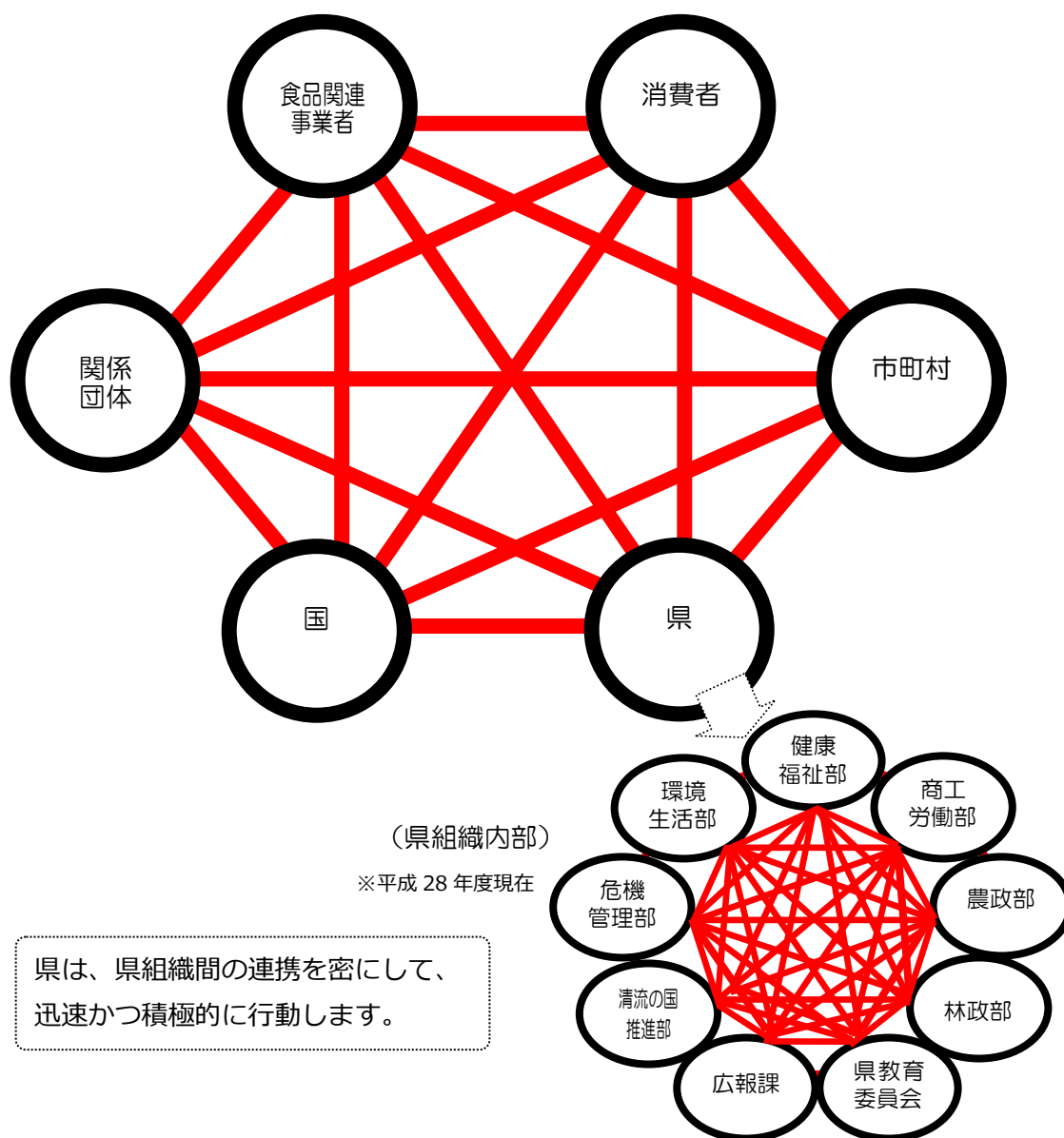
重視する手法 コラボレーション

事業の実施にあたっては、関係団体、食品関連事業者、消費者、市町村、国などとのコラボレーション、あるいは県組織内部におけるコラボレーションを積極的に行い、岐阜県らしい食品安全行政を創造的に展開します。

コラボレーションは、「共同作業」「協働」といった意味で使われますが、本計画におけるコラボレーションは、共同作業に止まらず、これによって新たに生まれる効果を期待するものです。

コラボレーションが有機的なつながりを生み、それぞれが自らの役割を再認識するとともに、新たな視点を持つことができます。それが、それぞれの取り組みにおいて創造的な質の向上をもたらします。

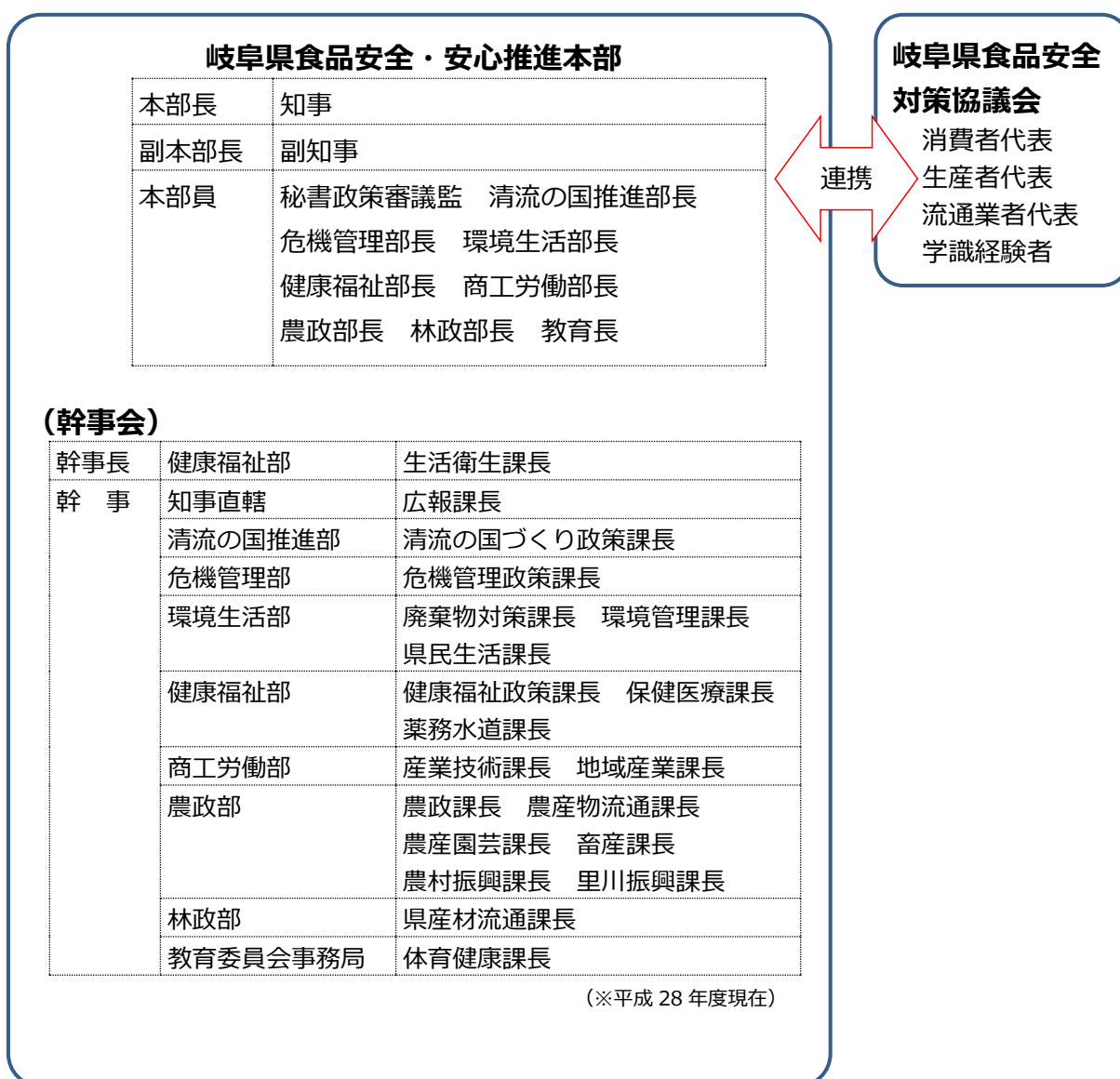
事業の実施にあたってはコラボレーションを意識し、イベントなどの単発型事業にとどまらず、より長期・持続的なコラボレーションの実現を目指します。



推進体制

「岐阜県食品安全基本条例」第19条に基づき設置している「岐阜県食品安全・安心推進本部」を中心とした、全庁的かつ横断的な体制で計画を推進します。

また、消費者、生産者、流通業者、学識経験者の代表からなる「岐阜県食品安全対策協議会」を開催し、食品安全に関するさまざまなご意見をいただきながら施策を推進します。



施策の方向 1 食品等の安全性の確保

1 コンプライアンスの推進 **重点施策**

コンプライアンスを社会に浸透させ、安全と信頼を生み出します。

コンプライアンスとは？

「～に依ること」という意味の英語（compliance）です。そこから派生して、「法令遵守を含めた『社会の期待』に応えること」という意味で使われます。「社会の期待」は時代とともに変わっていくものです。「社会が食品関連事業者に期待することは何か？」と考えることが、コンプライアンスへの取り組みの第一歩です。

現状と課題

これまで産地偽装、賞味期限の改ざん、事故の隠ぺい、食材の使い回しなどが全国的に発生して大きな問題となりました。また、平成 25 年度には、全国のホテルや百貨店等のレストランにおけるメニューの食材について事実と異なる表示が行われていたことが相次いで明らかになるなど、コンプライアンスの取り組みが食品関係事業者に浸透したとは言えない状況にあります。こうした問題が起きる背景に、コンプライアンスの欠如による利益優先や損失回避の意識、関係法令に関する理解不足があります。

食品の安全を確保し、消費者と食品関連事業者の信頼関係を確立するためには、コンプライアンスの取り組みを徹底することが不可欠です。

コンプライアンスの取り組み

社会の期待に応えるために、食品関連事業者ができることは何でしょうか。

具体的には、以下のようなことが考えられます。

- ・食品衛生法などの法令を遵守すること
 - ・自主的な社内基準、マニュアルを作成して、適切な衛生レベルを維持すること
 - ・正しい食品表示を行うこと
 - ・衛生管理や自主回収などにおける適切な情報開示を行うこと
 - ・経営理念や社訓、企業倫理綱領、社内規則、社内基準などを整備すること
 - ・コンプライアンス担当部門を設置すること
 - ・コンプライアンスに関する研修やミーティングを定期的実施し、意識の定着を図ること
 - ・コンプライアンスへの取り組みを消費者に積極的に伝えるため、広報体制を整備すること
- これ以外にも、それぞれの事業者において、それぞれの取り組みがあると考えられます。

目指す方向

食品関連事業者にコンプライアンスに対する意識定着を促し、コンプライアンス体制の構築を促進します。また、コンプライアンスに取り組む食品関連事業者を応援する雰囲気社会を醸成します。

主な事業

- 事業者に対する講習会の実施（県民生活課、生活衛生課、薬務水道課）
食品関連事業者を対象に、コンプライアンスに関する講習会を行います。
- 食品衛生責任者講習会における周知啓発（生活衛生課）
食品衛生責任者を対象に行われる講習会において、コンプライアンスについての周知啓発を行います。
- インターネット等を利用した情報提供（生活衛生課）
ホームページやソーシャルメディアサービスを利用し、コンプライアンスに関する理解を促進するための情報提供を行います。

指標

項目	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数（累計）	人	215	200	400	600	800	1,000	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
食品衛生責任者講習会の実施回数	回	177	130	130	130	130	130	生活衛生課

食品衛生責任者とは？

食品を製造・販売する施設では、取り扱う食品の種類によって保健所による営業の許可が必要です。こうした施設では、施設の衛生管理や食品の衛生的な取り扱いを徹底するために、食品衛生に関する責任者を定めることが義務付けられています。

食品衛生責任者には、その施設で働く従業員のリーダーとして、食品の安全確保に取り組んでいただければ、毎年1回、食品衛生責任者講習会を受講していただくことになっています。

コラボレーションの方向

- ・食品衛生責任者講習会の実施にあたり、事業者団体である（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、編集委員会方式により講習会テキストを作成するとともに、毎年1回の講習会受講の徹底を図ります。（生活衛生課）
- ・食品関係の各生活衛生同業組合と連携して、食品関連事業者に対しコンプライアンス普及に関する周知啓発を行います。（生活衛生課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

コンプライアンスは、短期的な利益には直結せず、事業者にとってはコストがかかります。しかし、消費者の皆さんの理解と応援があれば、事業者のコンプライアンスへの取り組みが活発になっていくことが期待されます。

事業者のコンプライアンスへの取り組みに関心を持ち、事業者のホームページなどから情報を収集し、コンプライアンスに積極的に取り組む事業者を応援しましょう。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

コンプライアンスへの取り組みの第一歩として、社会が事業者の皆さんに「期待」することは何かを考えてみましょう。

安全な食品を生産し続けるためには、事業者の皆さんが、厳格な安全基準を守っていくことが必要不可欠です。

安全性、おいしさ、価格、真心、高い倫理観、遵法精神、環境保全、社会貢献・・・

事業者の皆さんには大きな期待がかかっています。その期待に応えることがコンプライアンスです。

2 食中毒防止対策の推進 **重点施策**

飲食店や学園祭、家庭での食中毒を未然に防ぎます。

現状と課題

県内では、年間 20 件前後の食中毒が発生しています。原因施設としては飲食店が多いものの、事業所や家庭においても発生しています。また、全国的には腸管出血性大腸菌 O157 やサルモネラによる食中毒で死者も出ており、飲食店や家庭などで起こる食中毒を未然に防ぐことが必要です。

特に、学校や弁当屋などの集団給食施設等における「公共食等」については、食中毒が発生すると被害が大規模となり、社会的影響も大きくなることから、重点的な対策が必要になります。

また、イノシシやシカなどの野生鳥獣による農作物への被害が深刻化する中、捕獲した鳥獣を「ジビエ」として活用する動きが広がっていますが、食中毒防止の観点から、捕獲から処理施設への搬入、解体、食肉加工に至る各過程における衛生管理が必要です。

公共食等とは？

学校、病院、保育所、社会福祉施設等の公的機関での給食や、祭などのイベントで提供される食を指します。

ジビエとは？

狩猟等により捕獲された野生鳥獣の食用肉のことを意味します。野生鳥獣の狩猟肉には、E 型肝炎ウイルスや寄生虫等、食中毒の原因となる病原体が付着している危険性があります。

目指す方向

食品関連施設等への効果的な監視指導及び消費者や食品関連事業者への食品衛生知識の普及啓発を実施することにより、食中毒の未然防止を図り、県民の健康を守ります。

特に、公共食等の安全性確保については、重点課題として位置づけ、衛生管理の徹底を図ります。

主な事業

○食品関連施設の監視指導（生活衛生課）

食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食中毒発生の危害度が高い施設に対する重点監視指導（危害度別重点監視指導）を実施します。

○食品衛生責任者講習会における周知啓発（生活衛生課）

食品衛生責任者を対象に行われる講習会において、最近の食中毒発生状況を情報提供するとともに、防止対策について周知啓発を行います。

○県内に流通する食品についての調査（生活衛生課）

食中毒菌の汚染状況を調査するため、県内に流通する食品の細菌汚染実態調査を行い、その結果に基づき、食品関連事業者に対する助言・指導及び、一般消費者に対する啓発を行います。

○広報・イベントによる周知啓発（生活衛生課）

「食卓の安全・安心ニュース」の発行や、出前講座、クイズ大会等のイベント開催を通じて、食中毒に関する情報共有を進めます。

○ジビエの安全性に関する周知（生活衛生課、農村振興課）

食品衛生責任者講習会や、ジビエ解体技術の講習会などにおいて、ジビエの衛生的な処理加工に関する指針として作成した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」の周知と、ジビエの衛生面で配慮すべき事項等について普及啓発を行います。

○ジビエの衛生管理に関する指導（生活衛生課）

ジビエの処理を行う施設に対し、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づく衛生管理を指導します。

【重点課題】 公共食等の安全性確保

○集団給食施設に対する立入指導等（生活衛生課）

集団給食施設に対する重点的な立入指導及び食品の取去検査を実施します。

○学校給食関係者に対する研修の実施（生活衛生課、体育健康課）

学校給食関係者（調理従事者、栄養教諭・学校栄養職員、行政職員等）に対し、衛生管理や食品安全に関する専門知識に基づいた調理技術、給食管理について研修を行います。

○各種イベントにおける指導

県内で開催される各種イベントについて、提供される食品の種類や数量などに関する情報を収集し、事前に適切な衛生指導を行います。（生活衛生課）

指標

項目	単位	平成 24 年度 (実績)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	担当課
食品衛生監視指導計画 中の施設監視達成率	%	133	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生責任者講習会 の実施回数 (再掲)	回	177	130	130	130	130	130	生活衛生課
県内に流通する食品の 細菌汚染実態調査の検 体数 (累計)	検体	180	100	200	300	400	500	生活衛生課
集団給食施設の調理従事者 等を対象とした衛生講習会 の受講者数 (累計)	人	2,528	2,000	4,000	6,000	8,000	10,000	生活衛生課

コラボレーションの方向

- ・ 学校給食関係の講習会において、関係各課との連携を強化し、食中毒を未然に防止するよう内容の充実を図ります。(体育健康課)
- ・ 食品衛生責任者講習会の実施にあたり、事業者団体である(公社)岐阜県食品衛生協会と連携して、編集委員会方式により講習会テキストを作成するとともに、毎年1回の講習会受講の徹底を図ります。(生活衛生課)
- ・ (公社)岐阜県食品衛生協会が実施している食品衛生指導員活動を支援し、食品衛生指導員からの情報収集を積極的に行うとともに、食品衛生指導員による巡回指導を通じ、協会員である食品関連事業者に対し食中毒警報や食中毒予防啓発などの情報提供を行います。(生活衛生課)
- ・ 食品関係の各生活衛生同業組合と連携して、食品関連事業者に対し食中毒予防に関する周知啓発を行います。(生活衛生課)
- ・ 各種イベント等で提供される食の情報収集にあたっては、市町村やイベント主催者等と連携・協力します。(生活衛生課)
- ・ 「食卓の安全・安心ニュース」の配布や、クイズ大会等のイベントや食品安全出前講座などの開催において、関係団体や教育委員会と連携・協力します。(生活衛生課)

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

家庭での食中毒の発生を防ぐために、次の三つのことを心がけましょう。

- 1 食中毒菌をつけない（清潔）**
 - ・食品、手、調理器具をしっかりと洗う
 - ・食品はふたやラップで覆い、保存する
- 2 食中毒菌を増やさない（迅速・冷却）**
 - ・冷蔵が必要な食品は、すぐ冷蔵庫に入れる
 - ・できた料理は時間を置かずに食べる
- 3 食中毒菌をやっつける（加熱）**
 - ・食品を十分に加熱して食べる
 - ・調理器具を定期的に消毒する

下痢や腹痛、嘔吐など、食中毒が疑われるような症状がある時は、かかりつけの医師に相談してください。

大切な家族や自分の健康は自分で守るという心構えで、食中毒に関する正しい情報を知り、食中毒を予防しましょう。



岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

飲食店・学校などにおいて食中毒が発生すると、大規模な被害となります。

食中毒を未然に防ぐには、調理に関わる方が食品衛生に関する正確な知識やルールを理解するとともに、調理従事者の健康管理チェック表を作成するなど、従事者全員の健康状態を常に把握しておくことが大切です。

安全な食品を提供するという責任感を持ち、食品の衛生管理に取り組みましょう。

3 監視指導・検査の推進

基準が守られているか科学的に確認し、事業者を指導します。

(1) 食品関連施設の監視指導

飲食店や食品工場を監視指導します。

現状と課題

県では、食品衛生法に基づき、飲食に起因する健康被害を防止するため、営業施設に対する食品・食品添加物・器具及び容器包装の監視指導を行っています。

監視指導にあたり、毎年度、「食品衛生監視指導計画」を作成し、取扱う食品等の種類や営業の特性、規模等により危害度分類を行い、特に高度な衛生管理が必要な施設での事故防止に重点を置き、監視指導を実施し、結果を公表しています。

また、食品の安全確保を図る上で、食品関連事業者自らが、食品の生産から販売に至る各段階で安全対策を講ずることは最も重要な要素です。県では、食品関連施設における自主衛生管理を促進するため、高度な衛生管理手法である HACCP システムの導入を支援してきました。

しかし、HACCP システムは、一部の大規模施設で導入されていますが、一般的な飲食店等の中小規模の施設では導入が進んでおらず、今後一層の取り組みが望まれます。

HACCPとは？

米国の N A S A が安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムを Hazard Analysis Critical Control Points (危害分析重要管理点)システムといい、一般的には H A C C P (ハサップ) システムと呼ばれています。

これまでのように最終製品を検査して、安全基準をクリアしているかどうかを確かめる方法ではなく、製造途中に、製造工程の各ポイントで異常がないか連続的にチェックする方法です。

これまでの方法では、たくさんの製品の中から一部を抜き取って検査するため、全ての製品について安全性を確認することはできません。しかし、このシステムでは、製造の間、全ての製品を連続してチェックするため、より信頼性が高い安全性の確認が可能です。

目指す方向

「食品衛生監視指導計画」に基づき、効果的な監視指導に取り組みます。

また、飲食店を対象として作成した「自主衛生管理の手引き」を活用し、HACCP システムの手法を取り入れた衛生管理の導入を支援します。

主な事業

○食品関連施設に対する監視指導（生活衛生課）

食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連施設に対する効果的な監視指導を行います。特に、学校給食施設等の集団給食施設を重点監視施設と位置づけ、監視指導を行います。

○食品衛生責任者のレベルアップ支援（生活衛生課）

食品衛生責任者講習会の内容を充実させ、食品関連事業者の自主管理レベルの向上を図ります。

○自主的な衛生管理手法の導入支援（生活衛生課）

飲食店を対象とした「自主衛生管理の手引き」を作成し、講習会の開催など、HACCP システムの手法を取り入れた自主的な衛生管理の導入を支援します。

○岐阜県 HACCP 導入施設認定制度の推進（生活衛生課）

平成 27 年 7 月に食品事業者を対象とした「岐阜県 HACCP 導入施設認定制度」を創設しました。HACCP に関する講習会の開催、HACCP 導入を希望する施設に対する個別指導、一定水準以上の衛生管理を行っている施設の認定などにより HACCP の導入による高度な衛生管理の推進を図ります。

特に県産品の製造加工施設を重点対象として、衛生管理の向上に加え、販路拡大等の商業面でのメリットを受けられるようにすることで、事業者の HACCP 導入意欲を高めます。

また、認定を受けた事業者に交付する県 HACCP 認定マークの使用を促進し、認知度向上を図ります。

指標

項目	単位	平成 24 年度 (実績)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	担当課
食品衛生監視指導計画 中の施設監視達成率 (再掲)	%	133	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生監視指導計画に おける集団給食施設の延 べ監視達成率	%	104	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生責任者講習会 の実施回数 (再掲)	回	177	130	130	130	130	130	生活衛生課

コラボレーションの方向

・食品衛生責任者講習会の実施にあたり、事業者団体である（公社）岐阜県食品衛生協会

と連携して、編集委員会方式により講習会テキストを作成するとともに、毎年1回の講習会受講の徹底を図ります。(生活衛生課)

- ・(公社)岐阜県食品衛生協会が実施している食品衛生指導員活動を支援し、食品衛生指導員からの情報収集を積極的に行うとともに、同協会を通じて協会員である食品関連事業者に対し、食中毒等食品事故の未然防止と地域における食品衛生の向上に資する各種情報の提供を行います。(生活衛生課)
- ・食品関係の各生活衛生同業組合と連携して、食品関連事業者に対し食品事故防止に関する周知啓発を行います。(生活衛生課)
- ・県産品の販路拡大のための商談会などの機会をとらえて、岐阜県 HACCP 導入施設認定制度を PR し、商業的に食品安全への取り組みをアピールします。(生活衛生課、地域産業課)

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

食品の安全確保を図るうえで、食品の生産から販売に至る各段階で、食品関連事業者の皆さんが自主的に安全対策を行うことが求められています。

HACCP システムをはじめとする自主衛生管理の手法を取り入れ、食品の衛生的な取扱いに努めるとともに、管理運営のためのマニュアルを作成し、食品の製造・販売に関する記録及び保管をしっかりと行いましょう。

安全な食品を提供するという責任感を持ち、食品衛生に関する最新の知識習得に努め、食品の衛生管理に取り組みましょう。



(2) アレルギー物質対策 **重点施策**

食物アレルギーによる健康被害を防ぎます。

現状と課題

乳幼児から成人に至るまで、特定の食物を原因とする食物アレルギーを持つ人が増えています。

また、全国的には、食物アレルギーのなかでも重篤な症状であるアナフィラキシーショックによる健康被害も報告されています。アナフィラキシーショックは、全身発赤、呼吸困難、血圧低下、意識消失などの症状が短時間のうちに現れ、対応が遅れると死に至ることもあります。

県では、食物アレルギーによる健康被害を防止するため、県内で製造された菓子・惣菜等の加工食品にアレルギー物質の混入がないかどうかを検査し、混入が疑われる場合は原因を調べ、商品への注意喚起表示や混入防止対策（下記参照）の実施を指導しています。

アレルギー物質の混入防止対策

例えば、うどん・そばを製造している工場において、製造ラインや機器をうどんとそばで共用していると、そばのアレルギー物質がうどんに混入する恐れがあります。

こうした実態が確認された場合、製造ラインや機器の専用化や徹底した洗浄を指導します。また、うどんを作り終えてからそばを作るというように、混入が起きないような手順を徹底するよう指導します。

学校給食における食物アレルギー対策

県内の学校給食を提供する学校においては、食物アレルギーを有する児童生徒の原因食物をはじめ、発症する症状や発症の仕方等が様々である状況を適切に把握し、個々に応じたプランを立て、適切に対応できるようにしています。

そのため、学校生活管理指導表を活用して、医師の診断・指示に基づいた対応を行うことを原則とし、学校及び調理場の施設や人数等の状況を総合的に判断し、保護者との十分な相談のもとに対応可能な内容を決定しています。

また、アナフィラキシーショックを発症した場合の対策として、アドレナリン自己注射薬を処方されている児童生徒も増加しています。事故が発生した場合、教職員の誰が発見者となっても適切に対応できるよう、注射薬の練習用キットを使った実技講習を行っています。

目指す方向

アレルギー物質の混入防止と適正表示についての徹底した監視指導を行うとともに、アレルギー物質の表示制度や食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギーによる事故を未然に防止します。

また、学校給食においては、可能な限り児童生徒の個々の状況に対応した対策を行うとともに、事故発生時の緊急体制を整備します。



主な事業

○アレルギー物質に関する監視指導（生活衛生課）

食品関連事業者に対し、原材料の使用状況や製造工程の確認など、アレルギー物質に関する監視指導を徹底して行うとともに、アレルギー物質として表示が義務化されている品目について、適正表示がなされているかどうか検査します。

○食物アレルギーに関する周知（生活衛生課）

食品関連事業者及び消費者に対し、各種講習会などを通じて、アレルギー表示制度や食物アレルギーに関する知識の普及を図ります。

○学校における食物アレルギー対応に関わる研修会の開催（体育健康課）

各学校における食物アレルギー対応が適切に行われるよう、岐阜県食物アレルギー対策委員会を開催し、岐阜県医師会や有識者の協力を得て、食物アレルギーに関わる調査の実施や調査結果に基づく対策について協議しています。これらを踏まえて、食物アレルギー、アナフィラキシーによる事故防止の徹底を図るため、栄養教諭等を対象とした研修会を開催したり、市町村教育委員会が開催する研修会へ県医師会の推薦による専門医を派遣したりするなど、学校給食関係者の危機管理意識及び対応能力の向上を図っています。

指標

項目	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
食品衛生監視指導計画中の食品製造施設への立入検査施設数（累計）	施設	202	100	200	300	400	500	生活衛生課
アレルギー物質検査数（累計）	検体	32	30	60	90	120	150	生活衛生課

コラボレーションの方向

- ・食品衛生責任者講習会の実施にあたり、事業者団体である（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、アレルギー表示制度や食物アレルギーに関する内容を盛り込むとともに、毎年1回の講習会受講の徹底を図ります。（生活衛生課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

食物アレルギーは多くの方が抱える問題であり、すべての人にとって無関係なものではありません。

食物アレルギーを持つ方が健康上の被害にあわないように、容器包装された加工食品に特定原材料（下記参照）を使っている場合、その旨を容器に明確に表示するよう、食品衛生法で義務付けられています。

※ 特定原材料

過去の健康危害の程度や頻度を考慮し、表示義務を法律で定めたもの。

平成26年3月現在、7品目が特定原材料として表示義務となっており、20品目が表示推奨。

特定原材料（必ず表示される7品目）

卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生

また、食物アレルギーと向き合う場合、正しい診断に基づいて、必要最小限の範囲で原因となる食物を取り除くことが大切です。

まずは、表示をよく確認しましょう。外食等で表示がない場合も、必要に応じて事業者を確認すると良いでしょう。

そして、思い込みで必要以上に取り除き、栄養が偏ることで子供の成長が阻害される可能性もありますので、食物アレルギーが疑われるときは、医療機関を受診するなどして、適切な対策を取りましょう。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

アレルギー物質の正しい表示や混入防止対策は、食物アレルギーを持つ方の健康危害を防止するために必要不可欠です。

もし、アレルギー表示の誤りや記載もれがあった場合、あるいはアレルギー物質が混入してしまった場合、表示を信用して購入した方がアレルギー症状を起こし、場合によっては命の危険にさらされます。

食物アレルギーの危険性と対策の重要性を日頃から意識し、適正なアレルギー表示と混入防止対策を徹底しましょう。

(3) 放射性物質対策

放射性物質に関する検査を適切に実施します。

現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震と、これに伴う津波が発生しました。被災した東京電力福島第一原子力発電所からは、大量の放射性物質が漏出し、空気・土壌・水・食品等が汚染されました。

食品による内部被ばくを防ぐため、国は平成 23 年 3 月 17 日から、食品に含まれる放射性物質について暫定規制値を定め、規制を行いました。

平成 24 年 4 月 1 日からは、食品の安全と安心を一層確保するため、年間の線量の上限を 1 ミリシーベルトとする新たな基準値が適用されています。

食品中の放射性物質の検査については、国が定めたガイドラインに基づき、検査対象として定められた地方自治体で計画的に検査が行われ、基準値を超えた食品については、食衛生法により廃棄や回収等の措置が取られます。

食品の放射性物質対策は長期にわたる問題であり、県内に流通する食品や大気環境中の放射性物質について、基準に適合しているかどうかを検査で確認するとともに、状況に応じて県内で生産される農畜水産物の放射性物質検査を行い、こうした結果を県民に情報提供していく必要があります。

県では、県内で生産される農畜水産物や県内に流通する食品に対する放射性物質検査を実施してきましたが、平成 26 年 3 月現在において、新たな基準が設定された平成 24 年 4 月以降、いずれの検査においても国の定めた基準を超えるものは出ていません。

目指す方向

県内に流通する食品の放射性物質検査を実施し、結果を公表します。

また、環境放射線の状況把握を行うとともに、必要に応じ、生産段階における県内農畜水産物の放射性物質検査を実施し、ホームページなどを通じて、検査の結果を含め適切な情報提供を行います。

主な事業

○放射性物質検査の実施（農政課、農産園芸課、畜産課、森林整備課、生活衛生課）

県内に流通する農畜水産物等に対し、放射性物質検査を実施します。

また、必要に応じて生産段階における県内産農畜水産物の放射性物質検査を行います。

○空間放射線量率の常時監視（環境管理課）

固定型モニタリングポストによる空間放射線量率の定点測定を県内各地点で行い、測定データをリアルタイムで公開します。

○学校給食の食材についての放射性物質検査の確認（体育健康課）

各学校給食施設が食品を調達する際、本県及び他地方公共団体における放射性物質検査の結果や出荷制限等の情報を確認しつつ、食品選定委員会等で検討して食材を調達します。

指標

項目	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
県内に流通する農畜水産物等に対する放射性物質検査数（累計）	検体	80	80	160	240	320	400	生活衛生課
空間放射線量率の定点測定地点数（年度末現在）	地点	12	12	12	12	12	12	環境管理課

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

放射性物質の基準値については、内閣府食品安全委員会において、できる限りの科学的知見を収集・分析し、専門家による濃密な議論を経てとりまとめられたものです。

これをもとに、厚生労働省において基準値を設定しており、この基準値を上回る放射性物質が検出された食品は、市場に出回らないようになっています。

私たちは、原子力発電所事故とは関係なく、普段からある程度の量の放射線を自然界から受けていますが、特段、それを意識することなく生活しています。

氾濫する情報に不安を感じることもあるかと思いますが、国をはじめとする各行政機関において検査数値等の情報を積極的に提供していますので、正しい知識と情報を入手し、冷静に判断しましょう。

放射性物質の基準値

食品衛生法で定められている放射性物質の基準値は、東京電力福島第一原子力発電所事故後の長期的な状況に対応するため、半減期が比較的長く、長期的な影響を考慮する必要がある放射性物質が対象とされています。

具体的には、大気中に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上の放射性物質すべて（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）が対象です。

対象の放射性物質のうち、セシウム以外の放射性物質については、測定に非常に時間がかかることから、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値が設定されています。そしてこの数値は「その食品を食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が十分小さく安全なレベル」とされています。

放射性セシウムとの比率の計算は、穀類・乳製品といった食品分類ごとに、それぞれ食品の特性が考慮されています。

これをもとに、各食品の放射性セシウムの基準値を、下記のとおり設定しています。

【放射性セシウムの新たな基準値】(単位:ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

この基準値に沿って、農畜水産物や食品に含まれる放射性物質を各自治体が測定し、結果をホームページ等で公表しています。そして、仮に基準値を上回る場合、生産している地域ごとに出荷を止め、消費者の元に届かないようにしています。

■用語解説

放射線	物質を通過する高速の粒子や波長が短い電磁波のこと。アルファ線、ベータ線、ガンマ線など。
放射性物質	放射線を出す物質のこと。
放射能	放射性物質が放射線を出す能力のこと。
ベクレル	放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位。記号は Bq。
シーベルト	放射線の健康影響を表す単位。記号は Sv。 1 シーベルト(Sv) = 1,000 ミリシーベルト(mSv)

■ 県ホームページに、食品の放射性物質汚染に関する情報を掲載しています。

「食品の放射性物質汚染に関する情報」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/11222/housyanou-syokuhin-anzen.html>

(4) 農薬対策

農薬の適正使用と安全性確保を図ります。

現状と課題

平成 14 年当時、無登録農薬の販売使用事例や食品中の残留農薬基準違反が全国規模で連続して発生し大きな社会問題となり、消費者の農薬に対する不安が急速に高まりました。その後、農薬取締法や食品衛生法による規制が大幅に強化され、当県においても農薬の販売及び使用の適正化と残留農薬検査による安全確認などの対策を進めてきました。

平成 15 年以降（平成 26 年 3 月現在）、県が実施した検査では残留農薬基準違反は出ていませんが、消費者の農薬に対する不安は現在も根強く存在しています。

今後も食品中に基準を超える農薬が残留することがないように、農薬の適正な販売及び使用の徹底と流通段階における残留農薬検査を実施し、消費者の不安解消を図っていく必要があります。

農薬の使用に関する規制

農薬取締法では、農業生産の安定や食と生活環境の保全に寄与することを目的として、農薬の製造、販売、使用について規制を行っています。その主な内容は、

- ・ 無登録農薬の製造、輸入及び使用の禁止
- ・ 農薬の使用基準の遵守義務
- ・ 違反者への罰則
- ・ 違法農薬の販売に対する販売者への回収等の命令
- ・ 農薬登録と残留農薬基準の整合性確保等

などがあり、製造者から使用者まで、農薬を取扱う者に厳しく責任が問われる内容となっています。

食品の残留農薬検査

農産物の残留農薬については、国内に流通する食品は都道府県等が、輸入される食品は国の検疫所において、年度ごとに監視指導計画を定め、検査を行っています。

国内に流通する食品の検査は、市場などで販売されている食品や加工食品の製造施設で原材料として使用される食品について、農薬の使用実態や過去の違反事例を踏まえた効果的な方法で実施しています。違反があった場合には、その食品の回収命令のほか、原因究明と再発防止の指導などの措置を講じます。

また、輸入される食品については、輸入時に検疫所への届出が必要であり、書類確認とモニタリング検査が行われています。違反食品は、廃棄や輸出国への積戻しが行われ、国内に流通しない仕組みとなっています。

目指す方向

農薬販売店の監視指導、専門知識を持つ人材の育成及び生産者による自主管理体制の支援により、農薬の適正な販売と使用を徹底します。また、県内に流通する農産物について残留農薬の検査を行い、安全性を確認します。

主な事業

○農産物等の残留農薬検査（生活衛生課）

県内に流通する農産物についてのモニタリング検査を行い、残留基準を超過したものがないか確認します。

○農薬販売店の検査（農産園芸課）

農薬販売店に対する検査を行い、無登録農薬を取り扱っていないかを確認します。

○農薬管理指導士の養成（農産園芸課）

農薬に関する専門的な知識を持ち、農薬の適正な使用方法について助言指導を行う役割を担う農薬管理指導士を育成します。

○農薬に関する講習会の開催（農産園芸課）

農薬使用者の自主管理体制を強化するため、農薬販売者や使用者に対する研修会を実施します。

農薬管理指導士とは？

岐阜県では、農薬の取扱い、使用に関する安全性の確保を図る観点から、農薬販売者、農薬適正使用者（防除業者、ゴルフ場の農薬使用管理責任者）等の資質向上の一環として、関係法令など農薬に関する研修を受講し、試験に合格した人を農薬管理指導士として認定しています。

指標

項目	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
県内に流通する食品(輸入農産物等を含む)の残留農薬検査数(累計)	検体	155	150	300	450	600	750	生活衛生課
県内に流通する輸入食品(加工食品)の残留農薬検査数(累計)	検体	50	50	100	150	200	250	生活衛生課
県内に流通する輸入食品(農産物等)の残留農薬検査数(累計)	検体	82	80	160	240	320	400	生活衛生課
農薬販売店の検査数	店舗	805/ 1,196	全販売店の 半数	全販売店の 半数	全販売店の 半数	全販売店の 半数	全販売店の 半数	農産園芸課
県内産農産物の残留農薬基準超過件数	件	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	農産園芸課
農薬販売者・使用者等研修の受講者数(累計)	人	655	400	800	1,200	1,600	2,000	農産園芸課

コラボレーションの方向

- ・農薬販売関連団体等と連携し、農薬に関する新しい情報を農薬使用者等へ提供していきます。(農産園芸課)

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

農薬は、病害虫の防除や除草の労力を軽減し、品質の良い農作物を安定的に生産するため、大きな役割を果たしています。

残留する農薬については、内閣府食品安全委員会による安全性評価を受け、一生食べ続けても健康に影響がないレベルの量が残留基準とされており、使用基準を守れば残留基準の値を超えないように設定されています。

農薬の有用性とそのリスクを理解しながら、農薬の使用や流通の現状について知識を深めましょう。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

農薬の安全は、登録された農薬を、定められた方法で使用することで確保されています。生産者の皆さんは、農薬の使用基準を遵守するとともに、農薬の保管・使用器具の洗浄や飛散による他の作物への付着などにも注意しましょう。

(5) 食品添加物対策

食品添加物の適正な使用を徹底します。

現状と課題

食品添加物とは、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造や加工の際に保存や味・香りを整えるなどの目的で使用されるものであり、今日の豊かな食生活は食品添加物によるところが大きいと言えます。

食品添加物を使用する場合には、使用できる食品の範囲や使用量を守り、使用した食品添加物については原則として全て表示することが義務付けられています。

しかし、不適切な使用方法や製造者の不注意などによる使用基準違反や表示違反がしばしば発生しています。今後とも、食品添加物の使用実態や違反事例などを踏まえ、検査・指導を実施する必要があります。

食品添加物の安全性確保について

食品添加物の安全性を確保するため、内閣府食品安全委員会が評価を行い、人の健康を損なう恐れがない場合に限り、食品添加物の使用が認められています。また、使用が認められた食品添加物についても、一人当たりの摂取量を継続的に調査し、安全性を確認しています。

そして、食品がこうした使用基準に適合しているかどうか、国内に流通する食品（輸入食品を含む）を行政機関が監視しています。

目指す方向

県内で製造され、流通する食品に対する食品添加物の使用状況や表示が適正に行われているか監視・指導します。また、消費者が検査結果を正しく理解するための情報提供を行います。

主な事業

○食品関連施設に対する監視指導（生活衛生課）

県内の食品製造施設に立入検査を行い、食品添加物の使用状況を確認し、適正な使用を指導します。

○県内に流通する食品の検査（生活衛生課）

県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、保存料や着色料、防かび剤などの使

用状況や表示について検査を行い、食品添加物の適正な使用・表示が行われているかを確認します。

○食品添加物に関する情報提供（生活衛生課）

食品添加物の適正な使用や表示に関する情報提供を行います。

指標

項目	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
県内に流通する食品（輸入食品を含む）の食品添加物検査数（累計）	検体	442	430	860	1,290	1,720	2,150	生活衛生課
県内に流通する輸入加工食品の食品添加物検査数（累計）	検体	137	120	240	360	480	600	生活衛生課

コラボレーションの方向

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、食品衛生責任者講習会や食品衛生指導員の指導などの機会に食品添加物の知識普及を図ります。（生活衛生課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

食品添加物は、味や色・香りを良くするだけでなく、長期保存を可能にしたり、危険な細菌類の殺菌といった用途において大きな役割を果たしており、食品添加物なしに我々の現在の生活水準は成り立ちません。

人の健康を損なう恐れのないレベルで基準を定めており、製造・流通段階において、基準に適合しているかどうか監視されています。食品添加物の必要性やそのリスクを理解しながら、表示を見て、自分なりの判断基準で食品を選択しましょう。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

食品製造において、食品添加物は大きな役割を果たしている一方で、消費者には、食品添加物に対する根強い不安があります。

事業者の皆さんは、食品添加物の適切な使用と正しい表示を行うとともに、消費者に対する積極的な情報提供を心がけましょう。また、法律や基準は変更される可能性が常にあります。以前は使用可能であった食品添加物がその後の研究により、使用できなくなることもあります。最新の情報を収集し対応していくことが必要です。

(6) 遺伝子組換え食品対策

安全性未審査の遺伝子組換え食品の流通を防ぎます。

現状と課題

遺伝子組換え作物は、日本国内では商業的には栽培されていませんが、全世界では約 1 億 6 千万 ha（平成 23 年現在）で栽培され、総栽培面積に対する割合で見ると、大豆の約 5 割、トウモロコシの約 3 割にのぼるとみられています。今後、世界的に遺伝子組換え作物の栽培が増加し、国内での流通量も増加する可能性があります。

国内において安全性が確認され、販売・流通が認められているのは、平成 26 年 2 月現在で食品 8 作物（288 品種）、食品添加物 8 種類（17 品目）です。なお、県が行った県内に流通する食品に対する遺伝子組換え食品の検査では、これまで違反事例はありません。

食品 (8 作物)	大豆、じゃがいも、なたね、とうもろこし、わた てんさい（砂糖大根）、アルファルファ、パパイヤ
添加物 (7 種類)	キモシン、 α -アミラーゼ、リパーゼ、プルラナーゼ リボフラビン、グルコアミラーゼ、 α -グルコシルトランスフェラーゼ

遺伝子組換え作物の安全性確保について

市場に流通している遺伝子組換え食品は、内閣府食品安全委員会が安全性の評価を行い、最新の科学的知見に基づく評価の結果、その安全性に問題がないと判断した食品です。

また、コメのように、日本では安全性の審査が終了していないが外国では商業的に栽培されているなど、日本に輸入される可能性があるものについては、検疫所において、安全性を審査していない遺伝子組換え食品が国内に流通しないよう、輸入時の届出が正しく行われているかを確認し、併せて抜き取り検査を行っています。

また、遺伝子組換え食品は、表示が義務付けられており、表示を見ることで遺伝子組換え作物かどうか確認ができるようになっています。

目指す方向

安全性を審査していない遺伝子組換え食品の流通を防止するとともに、遺伝子組換え表示の適正化を図り、消費者が自らの判断で選択できるようにします。

主な事業

○食品製造施設への立入検査の実施（生活衛生課）

食品製造施設の立入検査を行い、適切に分別・流通管理された原材料が使用されていることを確認します。

○流通する食品に対する遺伝子組換え検査（生活衛生課）

県内に流通する食品について、安全性が審査されていない遺伝子組換え食品が流通していないことや、適正な表示がなされていることを確認します。

○県内で生産される大豆種子の遺伝子組換え検査（農産園芸課）

県内で生産される大豆種子についての遺伝子組換え検査を行い、混入がない種子が生産農家に供給されていることを確認します。

指標

項目	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
県内に流通する食品の遺伝子組換え検査数（累計）	検体	33	30	60	90	120	150	生活衛生課
県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査数（累計）	検体	1	1	2	3	4	5	農産園芸課

コラボレーションの方向

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して、食品衛生責任者講習会や食品衛生指導員の指導などの機会に遺伝子組換え食品の知識普及を図ります。（生活衛生課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

遺伝子組換え技術により、害虫に強い、除草剤に耐性があるなど、人にとって有益な性質を持つ農作物を作ることが可能です。

例えば、遺伝子組換え技術により、トウモロコシの茎の内部にいて、外から農薬をまいてもなかなか死なない害虫が繁殖するのを抑えることが可能になります。また、除草剤に耐性を持つ大豆では、雑草を除く作業が楽になるだけでなく、雑草を取り除くために土を掘り返す必要がなくなり、環境保全（地表の土壌が風により舞い上がって失われることを防ぐ）に大きなメリットがあるとされています。

これ以外にも、今後は乾燥地で栽培できる作物や、特定の栄養成分を多く含む作物など、

さまざまな農作物が開発される可能性があります。

いろいろな情報が氾濫し、不安もあるかと思いますが、遺伝子組換え作物の有用性とそのリスクに対する理解を深めたうえで、表示をよく見ながら、自分なりの判断基準で食品を選択しましょう。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

遺伝子組換え作物には、害虫や農薬に強いといった大きなメリットが存在する一方で、日本で安全性が審査されていない作物が入ってきているのではないかなど、不安が根強く存在します。消費者の不安を取り除くためにも、事業者の皆さんは、分別管理と正しい表示の徹底をお願いします。

また、法律や基準は変更する可能性が常にあります。最新の情報を収集したうえで対応することが必要です。



(7) 環境汚染物質・環境因子対策

食品を介して健康に影響を及ぼす環境汚染等の実態を把握します。

現状と課題

カドミウム、鉛などの重金属類や有機塩素系化合物、ダイオキシン類などの環境汚染物質は、食品や飲料水などを介して摂取され、人の体に蓄積することで、健康に悪影響をもたらすことが懸念されます。

県民の健康を守り環境を保全するために、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、環境汚染物質や環境因子について環境中及び食品中の分布の状況を把握し、適切な対策を行っていく必要があります。

県では、県内に流通する食品中の環境汚染物質の含有量を調査し、安全性を確認するとともに、環境中（大気、河川、土壌等）の環境汚染物質の調査・監視を実施しています。

目指す方向

環境中（大気、河川、土壌等）及び農畜産物に含まれる環境汚染物質の実態を把握し、県内で生産される食品の安全性を確認します。

主な事業

○県内で生産される農畜産物の環境汚染物質の検査（生活衛生課、農産園芸課）

県内で生産される農畜産物について、環境汚染物質（主要農産物の重金属含有量や牛乳のPCB含有量等）の検査を行います。

○ダイオキシン類の発生源対策（環境管理課）

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に対して立入検査を行い、適正な維持管理等を指導するとともに、排出ガスの行政検査を実施し、排出基準超過施設に対しては指導を行います。

○環境中の環境汚染物質に対する常時監視（環境管理課）

大気、土壌等の中のダイオキシン類について汚染状況の常時監視を行うとともに、県内河川及び地下水における重金属類や有機塩素系化合物、ダイオキシン類などの有害物質の調査を行い、水環境の汚濁状況を把握します。

○水生生物保全に関する類型の指定（環境管理課）

県内の主要河川において、それぞれの河川の特성에あわせて水生生物保全に関する類型指定を順次実施し、水生生物を保全するための環境基準物質の監視を通じて良好な水環境の保全を図ります。

指標

項目	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
米のカドミウム検査数 (累計)	検体	3	3	6	9	12	15	生活衛生課
牛乳等のPCB検査数 (累計)	検体	2	2	4	6	8	10	生活衛生課
農作物中の重金属等の 調査数(累計)	検体	90	90	180	270	360	450	農産園芸課
ダイオキシン類常時 監視検体数	検体	30	33	33	33	33	33	環境管理課
水生生物保全類型指定 (河川数、年度末現在)	河川	4	28	40	48	48	48	環境管理課

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

環境汚染物質とは、その危険性が未だによくわかっていないものもありますが、鉛、カドミウムなどの重金属類、有機塩素系化合物、ダイオキシン類など、様々なものが対象となります。県では、環境汚染物質により環境中及び食品中で汚染が起きていないかどうか、監視をしています。

環境を保全し、安全な農畜水産物を供給するために、家庭でのごみ排出を削減するなど、消費者としてできることを行いましょう。また、環境汚染に関する正しい知識の習得も必要です。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

環境を保全し、安全な農畜水産物を供給するために、ごみの排出を削減し、環境汚染物質を減らすなどの努力のほか、環境汚染に関する正しい知識の習得・環境汚染を抑制する技術の導入など、環境に配慮した事業展開をお願いします。

(8) 動物用医薬品対策

動物用医薬品の適正な流通・使用の徹底と安全確認を行います。

現状と課題

動物用医薬品とは、動物の病気の診断・治療や予防の目的で使用される医薬品のことで人の医薬品と同様に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）によって規制されています。動物用医薬品は、伝染病のまん延を防ぎ、健康な家畜の生産に役立っている反面、不適切に使用された場合、肉や卵などの畜産物に残留することにより、薬剤耐性菌が出現する恐れがあります。

県では、安全・安心な畜産物を生産するため、畜産農家、動物用医薬品販売業者及び家畜診療施設に対する検査や巡回指導などにより、動物用医薬品の適正使用について確認し、医薬品医療機器等法や飼養衛生管理技術などの知識普及を図ってきました。また、県内に流通する食品等について、動物用医薬品が残留していないかどうか検査を行っています。

抗生物質と薬剤耐性菌

細菌が原因で起きる人や動物の感染症の治療には、ペニシリンやテトラサイクリンなどの抗生物質がよく利用されます。その意味で、抗生物質は私たちにとって非常に有用な薬であると言えます。

ところが、抗生物質を使いすぎると、細菌の中に抗生物質に対する抵抗力を持つものが現れることがあります。院内感染などで社会問題化したMRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）が有名です。

抗生物質の効かないこうした薬剤耐性菌を作らないため、言い換えれば抗生物質の有効性を守るためにも、安易な抗生物質の利用は慎まなければなりません。このため、畜産の分野でも抗生物質に頼らない生産を目指しています。

目指す方向

畜産物の生産段階における動物用医薬品の適正使用及び流通段階における検査を徹底することにより、畜産物の安全性を確保します。

主な事業

○動物用医薬品の適正使用に関する生産者指導（畜産課）

畜産農場での薬剤耐性菌検査や動物用医薬品等の使用実態の確認を行うとともに、生産者に対しては巡回指導を通じて、動物用医薬品等を適正に使用したうえでの健康な家畜生

産に関する指導を行います。

○家畜診療施設や動物用医薬品販売業者への指導（畜産課）

家畜診療施設に対し、適正な獣医療の確保を図るための指導を行います。また、動物用医薬品販売業者に対し、動物用医薬品の適正な販売を指導します。

○県内に流通する食品等に対する検査指導（生活衛生課）

県内のと畜場や食鳥処理場で処理された食肉や、県内に流通する畜水産物（輸入品を含む）について、残留動物用医薬品の検査を行い、基準に違反する食品の排除を行うとともに、違反原因を明らかにして検査結果を公表します。

指標

指標	単位	平成 24 年度 (実績)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	担当課
薬剤耐性菌調査検体数 (累計) (※1)	検体	24	24	48	72	82	92	畜産課
動物用医薬品の不適正使用 把握件数	件	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	畜産課
畜産農家への立入・巡回指導 の実施	—	1 施設 1 回	全農場 に対し 年 1 回	全農場 に対し 年 1 回	全農場 に対し 年 1 回	全農場 に対し 年 1 回	全農場 に対し 年 1 回	畜産課
家畜診療施設（診療獣医師） に対する指導の実施	—	1 施設 1 回	全施設 に対し 年 1 回	全施設 に対し 年 1 回	全施設 に対し 年 1 回	全施設 に対し 年 1 回	全施設 に対し 年 1 回	畜産課
動物用医薬品店舗販売業者 (特例店舗販売業者を除く) に対する立入検査の実施	—	50% 25/50	全店舗の 半数に対 し年 1 回	全店舗の 半数に対 し年 1 回	全店舗の 半数に対 し年 1 回	全店舗の 半数に対 し年 1 回	全店舗の 半数に対 し年 1 回	畜産課
動物用医薬品特例店舗販売 業者に対する立入検査の実 施	—	35% 47/134	全店舗の 1/3 に対 し年 1 回	全店舗の 1/3 に対 し年 1 回	全店舗の 1/3 に対 し年 1 回	全店舗の 1/3 に対 し年 1 回	全店舗の 1/3 に対 し年 1 回	畜産課
県内に流通する食肉等の残 留動物用医薬品検査数(輸入 品含む) (累計)	検体	525	500	1,000	1,500	2,000	2,500	生活衛生課
県内に流通する輸入食肉等 の残留動物用医薬品検査数 (累計)	検体	81	75	150	225	300	375	生活衛生課

(※1) 平成 28 年度から検査対象を変更。平成 27 年度までは健康な家畜糞便を検査、平成 28 年度からは病性鑑定材料を検査。

コラボレーションの方向

- ・動物用医薬品の使用にあたり、医薬品医療機器等法に基づき適正に使用するよう、畜産関係団体と連携し、獣医師への指導及び動物用医薬品販売員に対する研修を実施します。

また、農家への畜産物の安全性確保及び家畜の伝染病予防に関する知識の普及を推進します。(畜産課)

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

県では、牛乳・乳製品や牛肉等の畜産物についての安全・安心確保と、安定的な供給を推進しています。食品関連事業者等への監視指導を通じ、農場から食卓まで一貫した安全性を確保し、県民の皆さんに安心して美味しく食べてもらえる畜産物を提供するように取り組んでいます。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

畜産物に対する消費者の安全・安心を確保するためには、飼料や動物用医薬品の関係法令等に基づく適正な使用を図ることが重要です。

動物用医薬品を使用する際は、獣医師の指示や指示書に記載された使用基準を守り、適正な使用に努めましょう。



(9) 牛海綿状脳症（BSE）対策

適切な BSE 検査を実施します。

現状と課題

平成 13 年に国内のと畜場に搬入されるすべての牛に対して B S E 検査（全頭検査）が開始されました。

平成 25 年 7 月 1 日には全国一斉に全頭検査の見直しが行われ、48 か月齢超の牛に限定して B S E 検査を行うこととなりました。その後、平成 28 年 8 月に内閣府食品安全委員会は、国内でと畜される 48 か月齢超の健康牛の B S E 検査について、B S E 検査を廃止しても人への健康リスクは変わらないとする評価を行い、法令改正により平成 29 年 4 月 1 日から健康牛以外の神経症状等を呈する牛に限定して B S E 検査を行うこととなりました。なお、飼養途中で死亡した 48 か月齢以上の牛（死亡牛）については引き続き B S E 検査を行います。

BSEとは？

牛海綿状脳症という牛の病気の一つです。BSE プリオンと呼ばれる病原体が脳などに蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動などの末、最終的には死に至るとされています。症状が出るまでの期間にはほとんどの場合が 4 年から 6 年と長く、現在、治療法は確立していません。

この病気が牛の間で広まったのは、BSE に感染した牛の脳、せき髄、回腸の一部等に B S E プリオンが蓄積し、これを原料に生産された肉骨粉を飼料として使用したことが原因と考えられています。

1995 年、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）患者が初めて確認されました。vCJD は BSE との関連性が示唆されており、BSE のヒトへの感染が懸念される事態となりました。その後、牛の脳やせき髄などの組織を家畜の飼料に混ぜないといった規制が行われた結果、世界中で B S E の発生は激減しました。

国の B S E 検査見直し経過

平成 13 年 9 月 10 日	国内で 1 頭目の BSE 感染牛確認
平成 13 年 10 月 18 日	全国一斉に BSE 全頭検査開始
平成 17 年 8 月 1 日	検査対象月齢を 21 か月以上に引き上げ (全国の自治体における全頭検査は継続)
平成 25 年 4 月 1 日	検査対象月齢を 30 か月超に引き上げ (全国の自治体における全頭検査は継続)
平成 25 年 4 月 19 日	厚生労働省より、検査対象月齢を 48 か月超に引き上げる旨の方針提示 全国の自治体に対し全頭検査を見直すよう要請
平成 25 年 5 月 30 日	O I E（国際獣疫事務局）が、日本を「無視できるリスク」の国に認定
平成 25 年 7 月 1 日	検査対象月齢を 48 か月超に引き上げ 全国一斉に BSE 全頭検査を見直し
平成 29 年 4 月 1 日	全国一斉に健康牛の B S E 検査を廃止

目指す方向

BSE 検査の適切な実施とともに、特定危険部位の適切な取扱いを徹底し、食肉の安全・安心を確保します。また、BSE に関する正しい知識の普及に努めます。

主な事業

- と畜場に搬入される牛に対する BSE 検査（生活衛生課）
県内のと畜場に搬入される牛について、法令に定める BSE 検査を適切に実施します。
- 特定危険部位の適切な除去に関する指導（生活衛生課）
食肉を取扱う事業者に対し、特定危険部位の確実な除去や分別管理の徹底を指導します。
- 死亡牛に対する BSE 検査（畜産課）
県内の畜産農家で飼養途中で死亡した牛について、法令に定める BSE 検査を適切に実施します。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
法令で定める BSE 検査の実施割合 (県内と畜場に搬入される牛)	%	100	100	100	100	100	100	生活衛生課
法令で定める BSE 検査の実施割合 (死亡牛)	%	100	100	100	100	100	100	畜産課

コラボレーションの方向

- ・厚生労働省、農林水産省、内閣府食品安全委員会及び他地方自治体等と連携・情報交換しながら、BSE 検査等の対策を進めます。（生活衛生課、畜産課）
- ・県庁各課及び食肉衛生検査所、家畜保健衛生所との連携を密にしながら、BSE に関する情報の共有化を図り、検査体制を構築します。（生活衛生課、畜産課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

BSE は、感染した牛の脳やせき髄などの危険な部位を飼料として使用し、他の牛に食べさせたことで拡大したと考えられています。そして、こうした危険な部位を飼料へ使用することを規制した結果、BSE の発生は激減しています。国内においても、平成 15 年以降に

出生した牛からは、BSE 陽性牛は確認されていません。

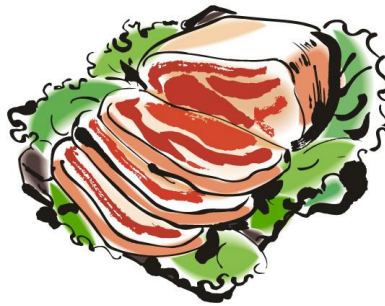
内閣府食品安全委員会は、国内でと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について、BSE検査を廃止しても人への健康リスクは変わらないとするリスク評価をしています。

県としては、今後も他の行政機関と連携しながら、適切なBSE対策を取っていくとともに、飼料や危険な部位の取扱い等について、生産者への徹底した指導を行います。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

BSE対策として、特定危険部位の適切な分別管理などについて関係法令を遵守することが大切です。

また、牛肉の安全性について消費者の理解が広まるよう、消費者に向けて生産・流通・販売に関わる皆さんの取り組みを積極的に伝えていただきますよう、お願いします。



(10) 健康食品対策

医薬品成分を含有する健康食品等による健康被害を防ぎます。

現状と課題

近年、乳児から高齢者までの幅広い世代において、健康食品やサプリメントの利用が拡大していますが、一方で健康食品の摂取による健康被害が発生しています。

全国では、健康食品から医薬品成分が検出される事例が散見されています。さらに、健康食品に医薬品のような効果効能を標ぼうするなど、虚偽誇大な表示や広告が行われている例も少なくありません。

健康食品の過剰摂取や、健康食品と医薬品の併用による病状の悪化など、消費者が健康食品の適切な利用方法を取り入れることで防止できる事例もあります。

医薬品成分を含む健康食品を販売したり、不適切な広告宣伝が行われることのないよう、事業者に対する指導を徹底するとともに、消費者に対し健康食品の正しい知識を普及することにより、健康食品による危害の防止を図る必要があります。

健康食品とは？

近年、いわゆるサプリメント等、健康食品と呼ばれる商品が多数出回っています。では、健康食品とはどのようなものでしょうか。

一般的には、健康食品とは、広く健康の保持増進に資する食品として販売、利用されるもの全般を指します。しかし、法律上は、私たちの口に入るものは、食品か医薬品のどちらかに分類され、健康食品という分類はありません。

したがって、健康食品といえども、あくまで食品の一部であり、医薬品的な効果効能を期待することはできません。保健機能食品を除き、医薬品的効果効能を標ぼうして食品の販売等を行うと、医薬品医療機器等法に抵触することになります。また、健康の保持増進効果等について、「著しく事実に相違する」「著しく人を誤認させる」ような広告等の表示をすることは、健康増進法に抵触するおそれがあります。

健康食品を摂取する際には、まず通常の食事を基本とし、足りない栄養素等を補うという考え方で選ぶことが大切です。また、選択に迷ったら、専門家に相談しましょう。

目指す方向

製造施設の実態把握と流通・広告の監視を行い、健康食品の安全性を確保します。また、消費者が必要性の有無や使用方法などについて正しい判断ができるよう、健康食品に関する情報提供を行います。

主な事業

○健康食品の試買検査（薬務水道課）

健康食品等を買上げ、表示の確認をするとともに、医薬品成分が違法に含まれていないか検査を行います。

○健康食品取扱事業者等に対する監視指導（薬務水道課）

健康食品の販売店や製造業者に対する監視指導及びインターネット等の広告監視を行い、無承認無許可医薬品の流通を防ぎます。

○健康食品製造施設の調査指導（生活衛生課）

健康食品製造施設のうち、錠剤、カプセル状等食品の製造施設について定期的に立入調査を実施し、組織体制や作業工程・設備など、安全な食品を供給するために必要な衛生管理がなされているかどうか監視・指導します。

○健康食品関連事業者等に対する講習会の開催（県民生活課、生活衛生課、薬務水道課）

健康食品等関連事業者等に対し講習会（食品表示等総合講習会）を行い、医薬品医療機器等法等の法令遵守を呼びかけます。

○消費者に対する健康食品に関する講習会の開催（薬務水道課）

（一社）岐阜県薬剤師会が養成している「薬食同源アドバイザー」を講師に招くなど、消費者を対象に健康食品の正しい理解を深めるための講習会を開催します。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
健康食品試買検査数 (累計)	検体	20	20	40	60	80	100	薬務水道課
食品表示等総合講習会 (事業者対象)の受講者 数(累計)(再掲)	人	215	200	400	600	800	1,000	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
健康食品に関する講習 会(消費者対象)の実施 回数(累計)	回	11	11	22	33	44	55	薬務水道課

コラボレーションの方向

- ・講習会の開催にあたり、(一社)岐阜県薬剤師会をはじめ関連団体等と連携し、参加者の理解がより深まるよう、参加者のニーズを踏まえた内容の充実を図ります。(薬務水道課)

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

私たちは現在、インターネット等を通じて、さまざまな健康食品を手軽に入手することができます。しかし、海外製品による死亡事例などもあり、安易に利用することには注意が必要です。特に、医薬品を服用されている方は、医師や薬剤師に相談しましょう。

健康を保持するためには、バランスの取れた食生活を送ることが大切です。健康食品を利用する場合には、氾濫する情報に振り回されず、正しく理解したうえで、それぞれの食生活の状況に応じた選択をすることが必要です。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

健康食品による健康被害を未然に防止するため、健康食品を製造・販売する皆さんは、起こり得る被害を想定し、徹底した対策に取り組む必要があります。

大切なことは、製造段階で原材料の確認を徹底的に行うことや、適切に表示を行うこと、そして表示を含めて消費者に対する適切な情報提供を行うことです。

◆主な違反事例及び不適切な使用例

- ・医薬品成分が違法に添加されている。
- ・有害物質が混入している。
- ・医薬品的に使用されている。
- ・長期間大量に摂取されている。(効果の過大評価や、有害な影響の過小評価による)
- ・高齢者、幼児、妊婦、アレルギー体質、病者などリスクの高い方が利用している。
- ・医薬品や他の健康食品との相互作用により、副作用や医薬品の主作用減弱が起きている。

◆事業者が取るべき対策

- ・製造段階での原材料の確認を徹底する。
 - ※ 医薬品成分でないことの確認
 - ※ 食経験が乏しいものを利用する場合は、安全性の確認
- ・消費者に対し、適切な利用方法等について正確な情報を提供する。
- ・適切な表示を行う。
 - ※ 病気の治癒、特定の身体機能に効能がある等の表現は医薬品医療機器等法に違反する。

(11) 食品表示対策 **重点施策**

食品表示の適正化を図ります。

現状と課題

食品表示は、消費者にとって身近で重要なものですが、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑であるため、表示をする事業者が関連する全ての法令を十分に理解しなければ、適正な表示をすることはできません。

しかし、事業者の制度に対する理解不足や確認もれ等による不適正な表示が依然として見られます。また、全国的には、産地偽装や改ざんなどの偽装表示が、そして平成 25 年度には全国のホテルや百貨店等のレストランにおけるメニューの食材について事実と異なる表示が行われていたことが相次いで明らかになりました。

県では、県内に流通する食品の表示適正化を図るため、食品表示を所管する各関係機関が合同で立入検査を実施する「食品表示適正化強化月間」を定め、事業者に対する統一的な監視指導を行っていますが、食品表示に関する県民からの情報提供や問い合わせが多く寄せられており、食品表示の適正化を推進するためにも、今後も関係部局の相互連携を強化して監視指導を行う必要があります。

なお、平成 25 年 6 月、食品衛生法、J A S 法、健康増進法の食品表示部分を統合した食品表示法が制定され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。新法に基づく表示制度に関する正しい知識の普及など、事業者及び消費者への十分な情報提供を行っていく必要があります。

目指す方向

食品表示が適正に行われるよう、事業者に対する監視指導を行うとともに、事業者及び消費者に対して、食品表示に関する正しい知識の普及を進めます。

主な事業

○食品表示の監視指導（県民生活課、生活衛生課、薬務水道課）

事業者に対し、法律に基づく立入検査を実施し、適正な表示の監督指導を行います。また、食品流通量が増加する夏期と年末に食品表示適正化強化月間を定め、食品表示に関係する各行政機関の担当者が合同で食品表示の立入検査指導を行うなど、事業者に対する監視指導を重点的に実施します。

○食品表示に関する講習会（県民生活課、生活衛生課、薬務水道課）

消費者及び事業者を対象に、食品表示に関する法令等の講習会を行います。

○食品表示に関する相談窓口の設置（生活衛生課）

消費者からの食品表示に関する情報や、事業者からの食品表示相談を受け付けます。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施課
食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数(累計)	回	718	500	1,000	1,500	2,000	2,500	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
食品表示法に基づく立入検査の実施回数(累計) (※1)	回	1,245	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	生活衛生課
米トレーサビリティ法に基づく立入検査実施回数(累計)(合同立入検査を含む)	回	709	500	1,000	1,500	2,000	2,500	生活衛生課
特定保健用食品製造施設の立入検査実施回数	回	1施設 1回	全施設 に対し 年1回	全施設 に対し 年1回	全施設 に対し 年1回			生活衛生課
機能性表示食品の外形検査実施回数	回					7	7	生活衛生課
食品表示等総合講習会(事業者対象)の受講者数(累計)(再掲)	人	215	200	400	600	800	1,000	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
食品表示基礎講座(消費者対象)の実施回数(累計)	回	12	11	22	33	44	55	生活衛生課
栄養成分表示講習会(消費者対象)の実施回数(累計)	回	6	7	14	21	28	35	生活衛生課

(※1) 食品表示法施行前(平成26年度まで)は、JAS法に基づく立入検査実施回数

コラボレーションの方向

- ・食品安全対策モニターに食品表示に関する最新情報を提供するとともに、日常の買い物の際など、不適切な表示に気付いた場合に情報提供していただきます。(生活衛生課)

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

食品表示は、食品を選択し購入するうえで重要な情報源です。また、保存方法や期限表示のように、購入後の取扱いに関する情報も含まれています。

必要な情報は、各個人の好み・価値観や食物アレルギーの有無などにより異なりますので、自分が必要とする情報を食品表示から読み取ることが大切です。そのためには食品表

示に関心を持ち、理解を深めることが必要です。

県では、消費者向けの講習会や出前講座を開催したり、相談窓口を設け、食品表示に関する疑問にお答えしています。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

食品表示は、消費者と食品関連事業者の皆さんをつなぐ重要な役割を担っています。

万一、事故が発生した場合は、その原因の究明や食品の回収など、事故の拡大防止のための措置を迅速かつ的確に行うための手がかりになります。

食品関連事業者の皆さんが食品表示の理解を深めることで食品表示の適正化が進み、食品に対する消費者の安心感を深めることにつながります。

表示に関する主な法律と規制の概要

食品表示法

食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合・一元化し、消費者、事業者双方にとってわかりやすい表示を目指して、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。また、生鮮食品には施行後 1 年 6 か月間、加工食品には施行後 5 年間の経過措置期間が設けられています。

食品の名称、消費・賞味期限、保存方法、製造所所在地、製造業者氏名、添加物、アレルギー、原材料、原産地、内容量、栄養成分表示等について食品表示基準が決められています。

医薬品医療機器等法

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質・有効性及び安全性を確保することを目的としています。食品は医薬品的な効能効果を標ぼうすることはできず、医薬品的な効能効果を標ぼうするとその食品は医薬品とみなされ、無承認の医薬品として医薬品医療機器等法違反となります。

不当景品類及び不当表示防止法

消費者を惑わす過大な景品付きの販売や、誇大広告、不当表示を規制し、公正な競争を確保し消費者の利益を保護しています。実際のものよりも著しく優良・有利であるかのような表示をすることは禁止されています。

米トレーサビリティ法

米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートをやや速やかに特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存します。また、お米の産地情報を取引先や消費者に伝達します。

(12) 輸入食品対策

県内を流通する輸入食品について安全性を確認します。

現状と課題

カロリーベースで約 6 割を海外からの輸入食品に依存しているわが国において、輸入食品なくして国民の食生活は成り立たない現状にあります。しかしながら、輸入食品の安全性について、消費者の根強い不信感は払しょくされていません。

輸入食品については、輸入時に国の検疫所で検査が行われており、県においても県内を流通する輸入食品の検査を実施しています。消費者の不信感に対応するため、輸入食品の検査を継続し、安全性を確保する必要があります。

目指す方向

県内を流通する輸入食品について、残留農薬検査、食品添加物検査、残留抗生物質検査を行い、検査結果を公表するとともに、国や他自治体と連携し、輸入食品の違反状況等の情報収集に努めます。

主な事業

○県内に流通する輸入食品の検査（残留農薬）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食品について、残留農薬に関する基準を超過したものがないか確認します。

○県内に流通する輸入食品の検査（食品添加物）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食品について、保存料や着色料、防かび剤などの使用状況や表示について検査を行い、食品添加物の適正な使用・表示が行われているかを確認します。

○県内に流通する輸入食品の検査（残留動物用医薬品）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食肉・水産物等について、残留動物用医薬品に関する基準を超過したものがないか確認します。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施課
県内に流通する輸入食品 (加工食品)の残留農薬検査数(累計)(再掲)	検体	50	50	100	150	200	250	生活衛生課
県内に流通する輸入食品 (農産物等)の残留農薬検査数(累計)(再掲)	検体	82	80	160	240	320	400	生活衛生課
県内に流通する輸入食品の 食品添加物検査数(累計) (再掲)	検体	137	120	240	360	480	600	生活衛生課
県内に流通する輸入食肉等 の残留動物用医薬品検査数 (累計)(再掲)	検体	81	75	150	225	300	375	生活衛生課

コラボレーションの方向

- ・国や他地方自治体と連携し、輸入食品の違反状況等の情報収集に努めるとともに、消費者に向けて各種イベント等の機会に輸入食品に関する知識の普及を図ります。(生活衛生課)

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果(厚生労働省)によれば、平成24年度における輸入食品等の届出件数は2,181,495件であり、検査は届出件数の10.2%にあたる223,380件について実施されました。このうち1,053件について、法違反として積み戻し・廃棄等の措置がとられましたが、これは届出件数の0.05%とごくわずかです。

輸入食品については、一部の違反事例や報道などにより、不安なイメージを持たれている方も多いと思いますが、多くの輸入食品が輸入されるなかで、問題ないものが国内に流通し、違反したものは廃棄・積み戻しされ、国内に流通することはありません。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

輸入食品に対する消費者の根強い不信感を払しょくしていくため、輸入食品の知識を消費者に広く知っていただくとともに、食品関連事業者の皆さんが安全な輸入食品の流通・販売に努めていただくことが大切です。安全を担保するものとして、県内に流通する輸入食品に対して実施する検査にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(13) 食品廃棄物対策 **重点政策**

食品廃棄物の適正な管理について監視指導します。

現状と課題

平成 27 年度、産業廃棄物処理業者及び食品製造業者により食品廃棄物が再び食品として販売されるという事件が発生し、大きな社会問題となり、消費者の食品に対する不安が高まりました。

食品製造施設の監視を行う食品衛生監視員は、製造施設における食品の衛生管理について立入調査を行ってきましたが、食品廃棄物については所管外であったため、適正に廃棄されているかどうかの確認は行っていませんでした。

また、今回の食品廃棄物が再び食品として販売されるという事件では、休業している食品製造施設で発生しており、休業施設についても定期的な確認を行う必要があります。

目指す方向

食品事業者に対して、食品を廃棄する場合は排出者責任として、適切な処理をするよう周知するとともに、食品廃棄物が再び食品として販売されることのないよう、監視指導等の対策を実施します。

主な事業

○食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導（生活衛生課、廃棄物対策課）

食品衛生監視員に廃棄物処理法に基づく立入監視権限を付与し、食品関連施設の立入監視時に、食品廃棄物の適正な処理について確認するなどの監視指導を行います。またマニフェストへの製造番号の記載、廃棄食品の包装を破るなど事業者による不正転売防止対策を進めます。

県内の食品廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者に、必要に応じて立入し、廃棄物処理の流れ、処理状況、施設内に未処理の食品廃棄物が過剰に保管されていないかなどの監視指導を行います。

○弁当屋等の監視指導（生活衛生課）

期限切れ食品の有無など食品の保管状況や仕入れ状況などを確認し、食品の適正管理について監視指導を行います。

○休業施設の監視（生活衛生課）

（公社）岐阜県食品衛生協会の食品衛生指導員等と連携して、食品関連事業者の営業状態等の情報収集に努め、休業施設の状況について定期的な確認を行います。

○食品衛生責任者講習会における周知徹底（生活衛生課）

食品衛生責任者講習会を活用し、関連事業者に食品廃棄物の適正な処理について周知するとともに、事業者としての責任の周知徹底を図ります。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	実施課
食品衛生監視指導計画中の食品製造施設監視達成率	%					100	100	生活衛生課
弁当屋等の監視指導数	施設					1,000	1,000	生活衛生課
休業施設の監視指導数	施設					把握している 全休業施設に 対し1回/年	把握している 全休業施設に 対し1回/年	生活衛生課
食品衛生責任者講習会の実施回数（再掲）	回	177	130	130	130	130	130	生活衛生課

コラボレーションの方向

- ・（公社）岐阜県食品衛生協会に対し、食品衛生指導員が実施する食品営業施設に対する巡回指導において把握された休業施設や無許可営業施設の情報を保健所に提出いただくなど、情報の共有、連携を図っていきます。（生活衛生課）

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

食品を廃棄する際、排出者責任として、関係法令を遵守して適正に廃棄処理をすることが求められています。

食品の製造から廃棄までの正しい知識の習得、正しい手順を踏んだ廃棄処理の徹底をお願いします。

4 危機管理体制の構築

食品事故の発生に備え、食品安全の危機管理体制を整備します。

現状と課題

食品流通の広域化、複雑化により、食中毒をはじめとする食品関連の事故についても大規模化、複雑化する傾向があります。また、農薬等の有害物質や異物の混入による事故など、予測が困難な事態が発生する可能性もあります。

こうした事態に迅速に対応し、被害の拡大防止と原因究明を的確に行うため、各種マニュアルを設け、緊急時における関係機関の連絡協力体制及び具体的な調査・対応の指針を定め、不測の事態に備えています。

また、食品による健康被害の未然防止や拡大防止のため、食品関連事業者に対し、食品に関する危機管理情報を迅速かつ正確に提供することが重要です。

県では食品緊急情報メールを活用し、食品関連事業者に対し、食中毒警報や食品の自主回収情報などの情報を配信しています。

目指す方向

食品関連の事故が発生した際に迅速・的確に対応できるよう、状況の変化に応じてマニュアルの見直しを行うとともに、関係職員に周知徹底を図り、適切な運用に努めます。

また、食品関連事業者と食品の危機管理に関する情報の共有を進めます。

主な事業

○危機発生時の初動体制の整備（健康福祉政策課）

危機が発生した際、発生原因が不明である等の理由で、初動体制に遅れが生じる恐れがあります。こうしたことのないよう、健康福祉部健康危機管理対策指針に基づき調整会議を開催するなど、担当する課の特定や関係課の役割分担を迅速・的確に行います。

○健康危機管理に関するマニュアルの改訂及び周知（保健医療課、生活衛生課）

食品の危機管理に関するマニュアル（感染症対策マニュアル、食中毒調査マニュアル、食中毒検査マニュアル、毒物中毒等危機管理マニュアル）を状況に応じて改訂し、迅速・的確な体制を整備します。また、保健所担当者会議などの機会に、関係職員に対しマニュアルの周知徹底を図り、適切な運用に努めます。

○食品安全連絡会議の開催（生活衛生課）

食品関係団体や事業者と行政機関で構成する「食品安全連絡会議」を開催し、食品の危機管理に関する情報を共有し、協力体制を構築します。

○食品緊急情報メールの活用（生活衛生課）

食品緊急情報メールを活用し、食品関連事業者に対し、食中毒警報や食品の自主回収情報など、食品に関する危機管理情報を配信します。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
食品安全連絡会議の開催回数	回	2	2	2	2	2	2	生活衛生課
食品緊急情報メール登録者総数	件	363 ※279	300	320	340	360	380	生活衛生課

※ 平成26年2月に配信不能分を整理した実数値。

コラボレーションの方向

- ・食品安全連絡会議等において食品関連事業者や他の行政機関との連携を深め、非常事態において迅速・的確に対応する体制を固めます。（生活衛生課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

食品に関する危機が発生する場合には、その原因として、食中毒、異物の混入など、いろいろな可能性が考えられます。食品が原因と思われる体調不良などがある場合は、医療機関を受診いただくとともに、最寄りの保健所にご相談ください。

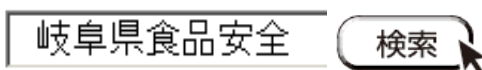
岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

食品による健康被害を未然に防止し、また万一健康被害が発生した場合も、その拡大を防止するため、日頃から食品に関する危機管理情報を収集し、社内の連絡体制を整備しましょう。もし、自らが取扱う食品について健康被害の情報があった場合は、最寄りの保健所にご相談いただくとともに、保健所の指示に基づき、原因の究明・被害拡大の防止とともに、再発防止についての検討を行いましょう。

また、県では食品緊急情報メールにより、食中毒警報や食品の自主回収情報などの情報を送信していますので、ご利用ください。

- 食品緊急情報メールの登録について（岐阜県庁ホームページ）

http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/11222/index_6191.html



施策の方向2 食品に対する安心感の向上

1 リスクコミュニケーションの推進

(1) 双方向のリスクコミュニケーション **重点施策**

情報共有と意見交換により、食品安全について共に考えていきます。

現状と課題

食品についての科学的な知見が深まり、安全性の確保が進む一方で、食生活の多様化により、今までに認知されていなかったリスクも顕在化しています。

こうした中で食品に対する安心感を向上させていくためには、行政や食品の専門家が一方的に情報提供を行うのではなく、リスクや対策についてあらゆる情報を共有し、双方向の意見交換を通じ、消費者をはじめとした全ての関係者が正しい知識・情報に基づいて、自ら判断し選択できる能力を身につける必要があります。そのためには、リスクコミュニケーションを活発に進めることが必要です。

目指す方向

食品のリスクに対する総合的な理解を重点課題として位置づけ、双方向のリスクコミュニケーションを通じて、食品安全に関する全ての関係者との情報共有を進めるとともに、関係者がそれぞれの立場において主体的な取り組みができるよう、共にリスク対策を考えていきます。

主な事業

○食品安全をテーマとしたシンポジウムの開催（生活衛生課）

県民に向け、時宜に適った食品に関するテーマを選定し、専門家や行政担当者の説明に加えて意見交換を実施するなど、双方向性を持ったシンポジウムを開催します。

○食品安全をテーマとした講習会・イベントの開催（生活衛生課）

農産物の生産現場や食品の製造現場の見学と生産者との意見交換を行うセミナーや、小学生を対象としたクイズ大会、県民との意見交換会などのイベントを開催します。また、県民の求めに応じて食品の安全に関する出前講座を実施します。

○インターネット等を利用したリスクコミュニケーション（生活衛生課）

ホームページや民間ソーシャルメディアサービス等を活用するなど、情報提供を行いながら、県民の意見を収集します。

【重点課題】 食品のリスクに対する総合的な理解

○食品のリスクと対策についての情報共有（生活衛生課）

リスクコミュニケーションを進める上では、「食品にゼロリスクはないこと」を前提として、食品のリスクとその対策について情報共有を図っていきます。

また、現時点で問題となっている個別の食品ごとのリスクだけではなく、将来に渡って安全な食生活が続けられるという継続性の観点も加味して、サステナビリティ、食品ロス、環境への配慮、安定的な食品供給、コンプライアンスといった幅広い視点から、食品のリスクに対する総合的な理解を図っていきます。

指標

活動指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
リスクコミュニケーション事業等の参加者数（累計）	人	2,025	1,800	3,600	5,400	7,200	9,000	生活衛生課
リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	%	95	90	90	90	90	90	生活衛生課

コラボレーションの方向

- ・県や生産者団体、消費者団体などが開催するイベントにおいて、共催や協賛、後援などの形で連携することで、その効果を一層高めます。（関係各課）
- ・事業者見学可能リストの公開をはじめ、食品関連事業者が消費者に対して行うリスクコミュニケーションを支援します。（生活衛生課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

県では、消費者の皆さんに食品のリスクについて理解を深めていただけるよう、消費者の皆さんにご参加いただける、色々な事業を行っています。また、施設見学の受入れや消費者との交流会など、独自の取り組みを行っている食品関連事業者も数多くあります。

まずは、こうした事業などに参加してみて、新しい知識や他の人の意見を聞きながら、食品のリスクについて、一緒に考えてみてはいかがでしょうか。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

食品への消費者の信頼を広げるためには、消費者との対話が欠かせません。

単なる情報提供だけでなく、対話・意見交換を行うことにより、関係者がお互いの立場や考え方を理解し、食品に対する安心感の向上につながります。

事業者の皆さんには、県や関係機関の行うリスクコミュニケーションに積極的に参加いただくとともに、施設見学の受入れやホームページの活用を通じて、食品安全に関する自らの取り組みについて、積極的に情報発信をしていただくようお願いします。

食品のリスクとリスクコミュニケーション

ある食品が安全かどうかは、食べる量と毒性によって決まります。私たちが生きていくうえで欠かせない水や栄養素であっても、大量に摂ると健康に悪影響があります。普通に食べている一般的な食品であっても、天然の発がん物質や毒性がよくわかっていない未知の物質が含まれていることがあり、そういう意味で「絶対に安全」と言い切れる食品は存在しません。（食品にゼロリスクはない）

安全な食品かどうかは、白黒で2つに分けられるものではなく、リスクが低いか高いかで判断し、必要な対策を考えていく必要があります。



リスクが非常に高い食品は、食べないという対策となるでしょうし、リスクが中程度であれば、リスクを減らすように工夫して食べる(例えば、有毒物質の含まれる山菜のあく抜きする、肉はよく焼いて食べる、など)という対策を考える必要があります。

どの程度のリスクなら許容できるのか、リスクを減らすためにはどんな対策が必要なのかを、科学的な根拠となる情報を基にして、みんなで考えていくことが、リスクコミュニケーションといえます。



(2) 食品の安全と信頼に関する情報の提供

情報提供を迅速かつオープンに行います。

現状と課題

県は、さまざまなメディア等を用いて、食品に関する検査結果やリスク対策の状況など、食品安全に関するさまざまな情報提供に努めています。今後も「正しい情報を得て、取るべきリスク対策を自分で判断したい」という消費者の欲求に応えていく必要があります。

それとともに、食品の安全に無関心な人々への情報提供も重要です。たとえば、消費者が食中毒についての基礎的な知識や予防対策を知らなかったために、重篤な健康被害が発生する事例も出ています。より多くの消費者に注意情報が届くよう、情報提供の方法や内容を工夫する必要があります。

目指す方向

食品のリスクに対する総合的な理解を重点課題として位置づけ、食品の安全と信頼に関する情報提供を行います。

情報提供にあたっては、正しい情報により、自分でリスク対策を判断したいという消費者のニーズに応えるとともに、より多くの消費者に情報が届くよう工夫します。

また、心身が成長途上にある子供を危険から守り、正しい方向に導くため、学校現場においてリスクについての考え方を正しく教育します。

主な事業

○県の実施した施策に関する報告（生活衛生課）

前年度の県の取り組みをまとめた「食品の安全性の確保等に関する報告書」を作成し、県議会に報告・公表します。

○食品の安全に関する情報提供（全関係課）

食品の安全に関する情報や県の取り組みを県民に情報提供するため、広報誌やホームページ、民間ソーシャルメディアサービス等を活用するなど、わかりやすく迅速な情報提供・情報公開を実施し、施策に対する透明性と信頼性の向上を図ります。

○学校給食あゆみ展の開催（体育健康課）

県の学校給食の歴史や役割、地場産物の活用状況、学校給食を生きた教材として活用した食育の取り組みなど、生徒・保護者をはじめとする地域住民に周知し、安全な給食への理

解促進と食品に対する安心感の向上を図ります。

【重点課題】食品のリスクに対する総合的な理解

○食品のリスクと対策についての情報共有（生活衛生課）

リスクコミュニケーションを進める上では、「食品にゼロリスクはないこと」を前提として、食品のリスクとその対策について情報共有を図っていきます。

また、現時点で問題となっている個別の食品ごとのリスクだけではなく、将来に渡って安全な食生活が続けられるという継続性の観点も加味して、サステナビリティ、食品ロス、環境への配慮、安定的な食品供給、コンプライアンスといった幅広い視点から、食品のリスクに対する総合的な理解を図っていきます。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
食卓の安全・安心ニュースの発行数(累計)	回	12	12	24	36	48	60	生活衛生課
メールマガジン登録者総数	件	201	220	240	260	280	300	生活衛生課

コラボレーションの方向

- ・情報発信の方法や内容については、県民の意見を踏まえ、随時改善を図るとともに、関係団体を通じて団体会員に資料配布を行うなど、より多くの県民に届くように情報を発信します。（全関係課）
- ・学校給食あゆみ展においては、地域の店舗や生産者等の食品関連団体と連携し、地域の食材の利活用状況や、それを生かした安全・安心な学校給食の取り組みを紹介します。（体育健康課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

情報提供にあたり、食品安全に関する情報を多くの方にわかりやすい形でお届けできるよう、県では以下の点に留意します。

- 正確なデータを提供する。
- 分かりやすいように加工して情報を提供する。
- 情報を探しやすくする。

- 提供する情報量を増やすとともに、情報提供のスピードを速める。
- 専門用語の解説や、グラフ・図など、理解しやすい資料を充実させる。
- 動画や音声、画像を活用した、臨場感のある内容にする。
- 紙媒体の発行など、障がい者や高齢者等に配慮した情報提供に努める。

なお、県では、インターネットを利用し、以下のような情報提供を行っていますので、ご活用ください。

○岐阜県庁ホームページ「食品の安全・安心」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/>

○フェイスブックページ「岐阜県食品安全推進室」

<http://www.facebook.com/pref.gifu.shokuhin.anzen>

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

食に対する安心感を広げるためには、「正しい情報を得て、取るべきリスク対策を自分で判断したい」という消費者の欲求に応え、適切な情報提供を行う必要があります。

事業者の皆さんには、食品安全に関する最新の知識や情報に基づいて、取り扱う食品のリスクを正しく把握し、安全な食品を提供していただくとともに、食品のリスクや適切な取扱い方法などについて、消費者への積極的な情報発信をお願いします。

知っていますか？「政府インターネットテレビ」

「食品に関する正しい知識を知りたいけれども、手軽に映像で見ることができないかな？」という方もおられるかと思います。

政府はインターネットで「政府インターネットテレビ」を運営しています。ここでは、食中毒などの身近な話題をはじめ、あらゆる分野における情報がわかりやすく映像にまとめられています。

インターネットにおいて、無料で見ることができますので、参考にしてみてはいかがでしょうか。



(インターネットで「政府インターネットテレビ」で検索し、カテゴリー一覧から「食」を選ぶとご覧いただけます。)

(3) 県民の意見の収集と活用

県民の意見を収集し、食品安全行政に生かします。

現状と課題

県民が真に望む食品安全を実現するためには、県民が日常生活の中で何を感じ、何を望んでいるかを草の根レベルで意見聴取していくことが必要です。

県民の意見を施策に反映させるため、食品安全に関するアンケート調査や計画等の策定・見直し時のパブリック・コメントを実施しているほか、生産者、消費者、流通業者、学識経験者で構成する食品安全対策協議会を開催して、食品安全に関する意見を収集しています。

また、食品に関する報道や情報が交錯し、県民が何を信用して良いか分からず不安にならないよう、県庁や保健所に食の安全相談窓口を設置し、食品に対する不安や疑問に対する相談や情報提供を受け付けています。

目指す方向

引き続き、食品の安全に関する相談窓口を設置するとともに、県民の意見収集の場を積極的に設け、県民の意見を施策に反映します。

主な事業

○食品安全対策協議会の開催（生活衛生課）

食品安全対策協議会を開催し、食品の安全確保や安心感向上に関する意見を聴取します。

○食育推進会議の開催（保健医療課）

食育に関わる関係機関や団体の代表者を構成員とする食育推進会議を開催し、幅広い分野からの意見を聴取します。

○食育推進委員会の開催（体育健康課）

生産者や教育関係者が、食育を推進するうえでの課題やその対策について検討し、食育推進のための情報発信を行います。

○食品安全モニターの活用（生活衛生課）

食品安全モニターを募集し、食品安全に関する意見を収集するとともに、食品安全モニター等に対し、食品安全に関するアンケート調査を行います。

○パブリック・コメントの実施（生活衛生課、体育健康課）

計画等の策定・見直し時のパブリック・コメントを実施します。

○食品の安全に関する相談窓口の設置（生活衛生課）

県庁及び保健所に設置した食の安全相談窓口において、食品の情報収集のほか、食品に関する相談に応じます。

○健康食品に関する相談窓口の設置（薬務水道課）

保健所に設置した健康食品相談窓口において、健康食品に関する相談に応じます。

○食品安全相談員の配置（県民生活課、生活衛生課）

保健所及び県民生活相談センターに、食品に関する専門的な知識を有し、相談に応じる食品安全相談員を配置します。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
食品安全対策協議会の開催回数	回	3	3	3	3	3	3	生活衛生課
食品安全対策モニター人数	人	415	500	500	500	500	500	生活衛生課
県民アンケート調査の対象人数	人	1,714	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	生活衛生課
食品安全相談員の数	人	6	6	6	6	6	6	県民生活課 生活衛生課

コラボレーションの方向

・県民の意見を収集する際には、食品安全モニターを活用するとともに、関係団体にご協力をお願いし、幅広い意見を収集するよう努めます。（生活衛生課）

岐阜県から消費者・食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

県としては、県民の皆さんからいただいた意見を施策に的確に反映できるよう努めています。食品に関する疑問や意見・要望などがありましたら、県庁及び保健所等に設置されている各相談窓口にご相談ください。

また、県が実施するパブリック・コメントやアンケート等において、積極的に意見表明をいただきますよう、ご協力をお願いします。

施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保

1 環境にやさしい農業の推進

安全な農産物を安定的に供給します。

現状と課題

安全・安心な農産物を安定的に供給するため、ぎふクリーン農業をはじめとする有機農業やGAP（農業生産工程管理）の導入など、環境にやさしい農業を推進してきました。

ぎふクリーン農業の取り組みは、登録面積が県内作付面積の約3分の1（平成24年度末現在）に拡大するなど、一定の成果を挙げています。

将来にわたり安全・安心な農産物を提供するためには、環境にやさしい農業や適正な生産管理の実施とともに、これに対する県民の理解が必要です。

ぎふクリーン農業とは？

土づくりを基本とし、化学肥料及び化学合成農薬等生産資材の適正かつ効率的な使用及び各種代替技術等を用いて、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を慣行栽培に対して30%以上削減する栽培を「ぎふクリーン農業」と定義しています。

※詳細はホームページ

「ぎふクリーン農業について」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/clean-nogyo/clean-nogyo>

ロゴマーク



GAPとは？

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）のこと。「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に導入したものであり、食品事故などの問題が農場で起きないよう未然に防ぐ、農場管理の予防型取り組みです。

これを多くの農業者・産地が取り入れることで、食品の安全性向上のほか、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに消費者の信頼確保が期待されます。

目指す方向

「ぎふ農業・農村基本計画」に基づき、環境にやさしい農業への支援や安全な農産物の安定供給に必要な担い手を育成します。また、農業の生産段階における食品安全に対する

意識を高め、生産管理強化への取り組みを支援します。

主な事業

○環境保全に有効な栽培技術の開発・普及推進（農産園芸課）

ぎふクリーン農業をはじめとした、環境保全に有効な栽培技術の開発・普及を推進するとともに、こうした技術の導入に必要な機械・施設等の導入を支援します。

○ぎふクリーン農産物の認知度向上（農産園芸課）

ぎふクリーン農産物について、消費者向けのキャンペーンを開催するなど、県民への認知度向上を図ります。

○GAP 導入の支援及び認知度向上（農産園芸課）

園芸産地における環境保全や食品安全への取り組みを強化するため、産地研修会、セミナーの開催などにより、GAP 導入を支援するとともに、GAP の認知度向上を図ります。

○環境保全に取り組む農業者への支援（農産園芸課）

化学肥料・化学合成農薬の使用を低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業に取り組む農業者に対し交付金を支給する国の支援制度を活用するなど、化学肥料や化学合成農薬の使用量をできるだけ少なくする栽培技術の普及を推進します。

指標

指標	単位	平成 24 年度 (実績)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	担当課
GAP 導入の普及推進に向けた研修会等の実施回数（累計）	回	4	11	22	33	44	55	農産園芸課

コラボレーションの方向

- ・ぎふクリーン農業をはじめとする有機農業やGAP等、環境にやさしい農業生産に取り組んでいる農業者の声を消費者に伝える取り組みを量販店や直売施設と協同して行い、県産農産物の魅力を伝えます。（農産園芸課）

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

安全・安心な農産物を安定的に供給し続けるため、県では環境にやさしい農業を推進し

ており、ぎふクリーン農業をはじめとする有機農業や GAP の取り組み内容をより多くの消費者の皆さんに知っていただき、ぎふクリーン農産物や県内産の有機農産物をご購入いただければと思います。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

ぎふクリーン農業は、県下の多くの産地で取り組まれています。また、作物生産の各工程において、適正な管理を行うための GAP の取り組みも拡大しつつあります。

県では、こうした情報の提供に努めていきますので、流通・販売事業者の皆さんも、県産農産物を積極的にご活用いただければと思います。



2 地産地消の推進

消費者と生産者を結び付け、安心を広げます。

現状と課題

消費者の安全・安心志向の高まりや生産者の多様な取り組みが進むなかで、地域の消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への関心が高まっています。

県内においては、200 か所以上の農産物直売所が地産地消の拠点として成長していますが、生産者の高齢化や販売額の伸び悩みといった課題を抱えています。

こうした中で、県では、行政と農業関係者だけでなく、企業やNPOなども含んだ幅広い県民の賛同と参加を得て、食と農への理解を深めるためのイベントを開催するなど、地産地消の普及啓発を行っています。

また、学校給食においては、県内産の農産物を積極的に利用するとともに、献立表に産地等を表示し、児童生徒や保護者への情報提供を行うなど、地産地消に積極的に取り組んでいます。

学校給食における地産地消の取り組み

地域産業・文化への関心、食や農への感謝といった児童への教育的効果や、トレーサビリティ確保（顔の見える生産者により供給される安全性）の観点から、各関係団体と連携し、学校給食に県内産農産物を積極的に活用しています。

県による支援のほか、県学校給食会による県内産農産物等を活用するための研究など、学校給食における地産地消の推進を図ってきました。

その結果、学校給食への県内産農産物の使用割合は、品目数ベースで平成16年度の22.7%から平成24年度は29.7%に上昇しました。また、農畜産物別では、主食である玄米や牛乳は全量が、パン・麺類用小麦粉は50%以上が県内産です。一方で野菜、果実といった青果物は全体使用量の22.4%(平成24年度末現在)と伸び悩んでおり、今後の利用拡大が課題です。

目指す方向

県内産農産物の安定的な供給の促進とともに、農産物の直売活動の活性化や県産品を取り扱う店舗の充実、学校給食における購入費の助成などにより、県内産農産物を利用しやすい環境を整えます。

主な事業

○朝市・農産物直売所の支援（農産物流通課）

魅力ある農産物直売所づくりを支援するため、研修会を開催し、生産者の育成を図るとともに、農産物等の品ぞろえの充実や利用しやすい店づくりなどを促進し、朝市・農産物

直売所の利用拡大を図ります。

○生産者と消費者の相互理解の促進（農産物流通課）

消費者や企業・団体を対象に、県内の農業や農産物の魅力を周知し、県内事業者による県内産農産物を活用した商品の製造・販売や、消費者の県内産農産物や加工食品等の購買を促すため、地産地消運動を展開します。

○学校給食における地産地消の推進（農産物流通課、畜産課、体育健康課）

県産農畜産物の学校給食への使用に応じて購入費の一部を助成し、学校給食に県内産農産物を利用しやすい環境を整備します。また、教科等と関連させた食に関する指導を実施するほか、食育月間（6月）・食育の日（毎月19日）・学校給食週間（1月）などの機会を通じ、学校給食の地産地消の取り組みを周知します。

○県産品としての利用の推進（地域産業課）

県産品を販売・利用し、一定の基準を満たす愛用計画を作成した店舗である「県産品愛用推進宣言の店」（平成25年3月末で307店舗（飲食の部208店舗、食品製造販売の部25店舗、販売の部74店舗））制度を推進し、県産農産物の消費拡大を図ります。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
農産物直売所販売額（年間）	億円	121	127	130	130	130	130	農産物流通課
県内学校給食における県内産野菜の使用割合（年間）	%	22	24	24	25	25	26	農産物流通課
県内学校給食の牛乳消費量に占める県内産牛乳の割合（年間）	%	100	100	100	100	100	100	畜産課
「県産品愛用推進宣言の店」の店舗数（年度末現在）	店	307	320	340	360			地域産業課
「県産品愛用推進宣言の店」の新規指定数	店					20	20	地域産業課

コラボレーションの方向

- ・県内の生産者団体、食品製造・流通・販売事業者や消費者団体、学校給食関係者が幅広く連携することにより、地産地消の推進に向けた取組みを進めます。（農産物流通課）
- ・（公財）岐阜県学校給食会と連携して学校給食調理発表会を開催し、県内農産物等を活用した献立・調理技術等の開発研究を促進し、「県内の産物を活用した季節の献立」として

学校給食に活用します。(体育健康課)

- ・学校給食のあゆみ展において、地域の生産者や食品関係団体等に周知の協力をお願いしより多くの県民に対し地産地消を啓発します。(体育健康課)
- ・岐阜県農業協同組合中央会や生産者及び(公財)岐阜県学校給食会をはじめとする学校給食関係者など、食品に関わる団体等と連携し、物資の調達から献立の改良、家庭における地産地消の啓発まで、学校給食における地産地消の推進を図ります。(農産物流通課)
- ・「県産品愛用推進宣言の店」制度においては、岐阜県商工会議所連合会、岐阜県商工会連合会、岐阜県食品産業協議会、岐阜県農業協同組合中央会、岐阜県森林組合連合会、岐阜県食生活改善推進協議会等と連携し、制度を運営します。(地域産業課)

岐阜県から消費者の皆さんへのメッセージ

我々の食生活を将来にわたり安全なものにするため、安全で安心な食材を長期的・安定的に供給することが必要です。そのためには、県内農産物等の消費を拡大し、県内における農業生産を活性化する必要があります。

その取り組みの一つが、地産地消です。それぞれの立場で、消費拡大に向けた取り組みを応援することが可能です。地域の農産物や食品について知っていただき、朝市・直売所の活用や、地産地消推進ネットワークのイベントへの参加、あるいは学校給食における地場産物の利用状況に関心を持ち、応援するなど、地産地消に皆で取り組みましょう。

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

安全で安心な食材を長期・安定的に供給するためには、地産地消により、県内農産物等の消費を拡大し、県内における農業生産の活性化を引き出すことがベースとなります。

消費を拡大するために、消費者の理解は欠かせません。また、地産地消に向けた食品関連事業者の皆さんの取り組みも欠かせません。

生産者・販売者・飲食店の皆さんが、それぞれの立場で地産地消に取り組んでいただくとともに、皆さんの取り組みについて、消費者に理解していただけるよう、積極的なPRをお願いします。

3 食品の安全を支える調査研究の推進

食品の安全に関する調査研究・技術開発を進めます。

現状と課題

健康志向が高まる中、食品の安全性への要求は年々高まっていることに加え、原発事故による放射性物質汚染の問題など、食品を取り巻く環境は、以前にも増して課題が多く発生しています。

食品の監視指導業務や検査業務に携わる職員が、その技術や検査手法の向上などの調査研究を自ら行い、その成果を積極的に活用することは、食品の安全性の確保に関する施策をより効果的に実施するうえで非常に重要です。

また、関係職員の調査研究に対する積極的な取り組みを推進し、その成果を普及させるための機会を設け、有効に活用する必要があります。

目指す方向

農畜産物の生産技術や、食品の安全性に関する調査研究を推進し、その成果を食品安全施策に活用します。また、事業者等からの技術相談を受け付け、技術支援を行うとともに、調査研究の成果についての普及を推進します。

主な事業

○調査研究の推進（生活衛生課、産業技術課、農政課、畜産課）

試験研究機関による食品の生産技術や検査方法等に関する調査研究や、監視指導方法や危機管理に関する実践的な技術向上の取り組みを実施します。

主な研究・開発内容
<ul style="list-style-type: none">・農産物の生産に関する調査研究・「ぎふクリーン農業」の推進に資する技術開発・輸入農産物や加工食品などの食品の安全性に関する調査研究・食品の安全性に関する検査、分析方法の改良・食中毒の発生時の対応や、その原因に関する科学的な解明・食品衛生営業施設に対する効果的な監視指導方法の調査研究・食品の細菌・理化学検査に関する技術向上の調査研究・と畜検査及び食鳥検査における診断技術向上・食肉関連施設の衛生管理の向上・食肉の細菌汚染や動物用医薬品等の残留等に関する調査研究・家畜の疾病の発生防止や発生時の対応・適切な飼養管理の指導などに関する調査研究

○県試験研究機関による技術相談・技術支援（産業技術課、農政課）

試験研究機関において、農薬の安全使用や食品加工等について事業者や生産者等からの相談に対応します。また、事業者や生産者を訪問し、減・無農薬栽培技術や食品加工技術などの技術指導を行います。

○研究成果の発表・周知（生活衛生課、産業技術課、農政課、畜産課）

各試験研究機関や職員が調査研究、開発した成果を発表する機会を設定するとともに、研究成果の普及のため、広報等により開発した技術や製品等を紹介します。

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
試験研究機関による技術相談・技術支援の実施回数（累計）	回	288	250	500	750	1,000	1,250	産業技術課 農政課
試験研究機関による巡回指導の実施回数（累計）	回	62	30	60	90	120	150	産業技術課 農政課

コラボレーションの方向

・企業や大学・他研究機関をはじめ、生産者、県庁内各課とも連携しながら、農業生産技術や食品加工技術に関する分野の研究を進めるとともに、企業等からの技術相談に応じ、技術支援を行うことで、研究成果の円滑な普及を推進します。（産業技術課、農政課）

岐阜県から消費者・食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

県では、今後も食品の安全性確保に資する研究・開発を推進します。そして、食品関連事業者の皆さんから技術に関する相談をいただくことで、技術支援を通じた調査研究成果の普及を推進します。



4 食品の安全を守る人材の確保・育成 **重点施策**

食品の安全に関する高い専門性を持つ人材を育成します。

現状と課題

食品を取り巻く状況はめまぐるしく変化を続けており、食品に携わる人材には、食品安全に関して時代のニーズに対応した知識と高い専門性が求められています。

食品の安全性確保に携わる行政職員が、食品関連事業者に対し適切な指導・助言を行ったり、効率的な監視指導や食品の検査を実施するためには、常に最新の知識や技術を習得し、専門性を持って業務を行う必要があります。

また、食品の安全確保を推進するうえで、食品関連事業者自らが、食品の生産から販売に至る各段階において安全対策を講ずることが最も重要です。こうした食品関連事業者の自主的な取り組みを効果的に推進するために、食品の安全を守る人材を育成し、必要な知識や技術の習得を支援することが必要です。

目指す方向

行政職員に対し、最新の知識や技術の習得機会を設け、専門性を高めます。

また、食品等関連事業者に対し、必要な知識と技術の習得を支援します。

主な事業

○行政職員の研修会への参加（生活衛生課、畜産課）

食品の安全性確保に携わる行政職員が専門性を持って業務を行うことができるよう、計画的な教育訓練を行います。

業務分野	内容
食品衛生監視・指導	・食品衛生監視員等に対する研修会を実施 ・国等が開催する研修会への積極的な参加
食品表示	・食品表示相談窓口の担当職員に対する関係法令や監視指導に関する研修会を実施
食品の細菌・理化学検査技術	・保健所試験検査担当者に対する研修会を実施
食肉衛生検査技術	・食肉衛生検査技術に関する研修会を実施 ・国等が開催する研修会への積極的な参加
安全な畜産物の生産	・各家畜保健衛生所職員に対する病性鑑定技術についての研修会を実施

○食品安全に携わる人材の育成支援（農産園芸課、保健医療課、薬務水道課）

食品関連事業者の中から食品の安全を守る人材を育成するとともに、最新の知識や技術の習得を支援していきます。

支援対象	業務内容	支援の内容	所管課
食品衛生指導員 （（公社）岐阜県食品衛生協会）	食品関連施設を巡回し、食品衛生知識の普及や簡易細菌検査などの自主的な衛生管理活動を実施	最新の食品衛生に関する情報を提供し支援	生活衛生課
農薬管理指導士	農薬の取扱いについて指導的な役割を担う	最新の農薬に関する情報を提供し支援	農産園芸課
薬食同源アドバイザー （（一社）岐阜県薬剤師会）	薬局等において、健康食品や健康食材等の相談に応える	健康食品や健康食材の情報や相談事例について情報を提供し支援	薬務水道課
外食店事業者	提供する食事の栄養成分表示を行う	飲食店における栄養成分表示の充実を働きかけ	生活衛生課
特定給食施設事業者	個々の利用者に応じた健康管理を行う	最新の健康管理に関する情報を提供し支援	保健医療課

指標

指標	単位	平成24年度 (実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
食品衛生監視員等研修会の実施回数	回	2	2	2	2	2	2	生活衛生課
食品表示担当者研修会の実施回数	回	1	1	1	1	1	1	生活衛生課
保健所試験検査担当者研修会の実施回数	回	3	2	2	2	2	2	生活衛生課
食肉衛生検査技術研修会の実施回数	回	2	2	2	2	2	2	生活衛生課
病性鑑定技術研修会の実施回数	回	2	2	2	2	2	2	畜産課

コラボレーションの方向

- ・食品関係団体等の開催する研修に講師派遣する際などにおいて、積極的に最新の食品安全に関する情報提供を行います。（関係各課）

岐阜県から食品関連事業者の皆さんへのメッセージ

食品の安全性を高めるためには、食品に携わる人材のレベル向上が不可欠です。

日頃から食品安全に関する情報を収集し、知識や技術の向上に努めるとともに、県で実施している講習会や助言指導などの支援を必要に応じてご活用いただき、食品の安全を守る人材の育成に取り組んでいただきますようお願いいたします。



資 料 編

- ・ 岐阜県食品安全基本条例
- ・ 用語解説
- ・ 指標一覧
- ・ 相談窓口一覧

岐阜県食品安全基本条例

平成十五年十二月十八日
岐阜県条例第七十五号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 施策の基本となる事項（第十条—第十八条）

第三章 施策の推進（第十九条—第二十一条）

附則

前文

近年の経済発展に伴い、県民の生活水準は著しく向上し、私たちの日々の食卓は多種多様な食材でにぎわい、豊かな食生活を享受できるようになった。

このような状況の下、我が国の食糧自給率の低下や国際化の進展等に伴う輸入食品の増加、環境汚染物質による食品の汚染や農薬の食品への残留、不適正な食品添加物の使用や食品表示のあり方など、食品の安全性に対する県民の関心が高まっている。

毎日の食生活は、私たちの生命や健康の根源であり、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上は、県民にとって最も切実な願いの一つである。

このため、生産から消費に至る全ての関係者が、食品が生命と健康の基本であることを認識し、それぞれの立場で食品の安全性の確保に努力するとともに、相互理解を深め、食品に対する安心感の向上を図っていく必要がある。

ここに、全ての県民の参加と協働により、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上を図り、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食品が生命及び健康の基本であるという認識の下に食品等の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上（以下「食品の安全性の確保等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者である県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保等のための施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的

かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「食品」とは全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

2 この条例において「食品等」とは、食品、添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第八条第一項に規定する食品関連事業者であつて、県内に事業所、事務所、施設又は場所を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 食品の安全性の確保等は、このために必要な措置が、食品が生命及び健康の基本であるという共通認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食品の安全性の確保等は、県民、食品関連事業者、県等全ての関係者の信頼と相互理解の下に達成されなければならない。

3 食品の安全性の確保等は、食品の安全性に関する情報の積極的な開示と県民の意見に対する十分な配慮の下に行われなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、食品の安全性についての知識を深めるとともに、食品関連事業者との積極的な交流を通じて、食品の生産等に関する理解の向上に努めるものとする。

2 県民は、食品の安全性の確保等に関する施策に対して意見を表明するように努めることにより、自らの健康で安心できる生活の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、食品の安全性の確保等が県民の共通の願いであることを認識し、農林水産物の生産から食品の製造、加工、流通、販売に至る全ての過程において、食品等及び食品の安全性に関与する生産資材が安全かつ適正に取り扱われるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等及び自らの事業活動に係る情報の開示、県民との積極的な交流等を通じて、食品に対する県民の安心感の向上に努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等の自主的な回収に着手したときは、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止するため、直ちに必要な情報を県に提供しなければならない。
- 4 食品関連事業者は、前三項に定めるもののほか、県が実施する食品の安全性の確保等に関する施策に協力しなければならない。

(県の責務)

第六条 県は、第三条に定める基本理念にのっとり、食品の安全性の確保等のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 県は、食品関連事業者と連携し、食品等の安全に係る情報を収集し、必要な情報を公表しなければならない。
- 3 県は、前条第三項の規定により情報の提供を受けたときは、速やかに、必要な情報を公表するとともに関係機関の長に提供しなければならない。
- 4 県は、前条第三項の規定による回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認められるときは、当該回収を行った食品関連事業者に対し、回収の措置に関する助言その他の必要な措置を講じなければならない。

(市町村との連携)

第七条 県は、食品の安全性の確保等に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(国等との協力)

第八条 県は、食品の安全性の確保等に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

- 2 県は、食品の安全性の確保等を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、食品の安全性の確保等のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 施策の基本となる事項

(安全な食品等の生産)

第十条 県は、安全で良質な食品等の生産を促進するため、食品等について適切な生産管理が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な食品等の生産に資する農林水産物の生産のための農林水産業の振興に関する施策の充実に努めなければならない。

(検査及び監視の体制の整備)

第十一条 県は、食品等の生産から消費に至る全ての過程において、食品の安全性の確保等に関し適切な取扱いが行われていることを検査し、及び監視するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を円滑に実施するため、検査の受付の一元化等検査及び監視の一元的な体制の整備に努めなければならない。

(適正表示の推進)

第十二条 県は、食品の安全性の確保等に重要な役割を果たしている食品の表示が、適正に実施され、かつ、県民の食品に対する安心感の向上に配慮した効果的な方法で行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民と食品関連事業者の信頼確保)

第十三条 県は、県民と食品関連事業者が相互に理解を深め、信頼関係を構築できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(積極的な情報開示及び知識の普及)

第十四条 県は、食品の安全性に関する情報を積極的に開示するとともに、県民の食品の安全性に関する知識を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第十五条 県は、県の行う食品の安全性の確保等のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、及び県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備)

第十六条 県は、食品等による健康被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するための危機管理体制を整備するよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十七条 県は、食品の安全性に関する調査研究を推進し、及びその成果を普及するよう必要な措置を講ずるものとする。

(食品の安全性に関わる人材の確保及び育成)

第十八条 県は、食品の安全性に関して専門的な知識を有する人材を確保し、及び育成するよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 施策の推進

(推進体制の整備)

第十九条 県は、食品の安全性の確保等に関する施策を立案し、及び積極的に推進するための総合的な体制を整備するものとする。

(基本計画)

第二十条 知事は、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全行動基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全性の確保等に関する目標

二 食品の安全性の確保等に関する施策の方向

三 前二号に掲げるもののほか、食品の安全性の確保等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告等)

第二十一条 知事は、議会に対し、毎年度、県が食品の安全性の確保等に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十五日条例第五十七号）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。

用語解説

あ行

遺伝子組換え

生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質をもたせること。

か行

ぎふクリーン農業

土づくりを基本とし、化学肥料及び化学合成農薬等生産資材の適正かつ効率的な使用及び各種代替技術等を用いて、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を慣行栽培に対して 30% 以上削減する栽培。

公共食等

学校、病院、保育所、社会福祉施設等の公共的な機関で提供される給食や、祭りなど各種イベントで提供される食を指す。

コラボレーション

「共同作業」「協働」と訳されることが多いが、本計画におけるコラボレーションは、共同作業に止まらず、自らの役割の再認識や新たな視点の発見などを通じ、取り組みにおける質の向上をもたらすなど、新たに生まれる効果を期待するもの。

コンプライアンス

「～に依ること」という意味の英語（compliance）。そこから派生して「法令遵守を含めた『社会の期待』に応えること」という意味で使われる。

さ行

サステイナビリティ

「持続可能性」と訳すことが多い。当計画においては、安全で安心な食生活の持続可能性をいう。

ジビエ

狩猟等により捕獲された野生鳥獣の食用肉のこと。野生鳥獣の狩猟肉には、E型肝炎ウイルスや寄生虫等、食中毒の原因となる病原体が付着している危険性がある。

収去（しゅうきよ）

食品衛生法に基づき、保健所等の食品衛生監視員が、食品が成分規格等に適合していることを確認するため、食品製造・販売事業者等から食品などを無償で採取すること。

食中毒

食品に起因する胃腸炎、神経障害などの中毒症の総称で、その原因物質によって微生物性食中毒、自然毒食中毒（毒キノコやフグ毒などが原因）、化学物質による食中毒などに分類される。

食品

すべての飲食物（医薬品・医薬部外品は除く）のこと。

食品衛生責任者

食品を製造・販売する施設では、取り扱う食品の種類によって保健所による営業許可が必要であり、施設の衛生管理や食品の衛生的な取り扱いを徹底するため、食品衛生に関する責任者を定めることが義務付けられている。なお、食品衛生責任者は、毎年1回の食品衛生責任者講習会を受講することになっている。

食品等

「食品」のほか、「添加物」「器具（調理器具や食器など）」「容器包装」「食品の原料又は材料として使用される農林水産物」のこと。

た行

と畜

牛、馬、豚、羊といった獣畜を、食用に供する目的でとさつし、又は解体することをいい、必要な措置等については、と畜場法により定められている。

な行

農薬管理指導士

農薬の取り扱い、使用に関する安全性の確保を図る観点から、農薬販売者、農薬適正使用者（防除業者、ゴルフ場の農薬使用管理責任者）等の資質向上の一環として、関係法令など農薬に関する研修を受講し、試験に合格した者を農薬管理指導士として認定している。

は行

ハザード（危害要因）

健康に悪影響をもたらす可能性を持つ食品中の生物学的、化学的または物理学的な物質・要因、または食品の状態のこと。

HACCP（ハサップ）

米国のNASAが安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムを Hazard Analysis Critical Control Points（危害分析重要管理点）システムといい、一般的にはHACCP（ハサップ）システムと呼ばれている。これまでのように最終製品を検査して、安全基準をクリアしているかどうかを確かめる方法ではなく、製造途中に製造工程の各ポイントで異常がないか連続的にチェックする方法。製造の間、全ての製品を連続してチェックするため、より信頼性が高い安全性の確認が可能となる。

ま行

モニタリングポスト

放射性物質の飛来をいち早く察知するため、「火の見やぐら」的な役割を果たすとともに、人の行動エリアの健康影響に対する安心確保のため、常時、屋外の空間放射線レベルを定点監視するもの。

ら行

リスク

食品中にハザード（危害要因（※用語解説））が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）のこと。

リスクコミュニケーション

食品の安全性について、消費者や食品関連事業者、行政の間で情報共有や意見交換を行い、共に考えていくこと。

指標一覧

項目		平成24年度 実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課	
施策の方向1 食品等の安全性の確保									
1 コンプライアンスの 推進	食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数 <small>累計</small>	215人	200人	400人	600人	800人	1,000人	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課	
	食品衛生責任者講習会の実施回数	177回	130回	130回	130回	130回	130回	生活衛生課	
2 食中毒防止対策 の推進	食品衛生監視指導計画中の施設監視達成率	133%	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課	
	食品衛生責任者講習会の実施回数（再掲）	177回	130回	130回	130回	130回	130回	生活衛生課	
	県内に流通する食品の細菌汚染実態調査の検体数 <small>累計</small>	180検体	100検体	200検体	300検体	400検体	500検体	生活衛生課	
	集団給食施設の調理従事者を対象とした衛生講習会の受講者数 <small>累計</small>	2,528人	2,000人	4,000人	6,000人	8,000人	10,000人	生活衛生課	
3 監視指導・検査の推進									
(1)	食品関連 施設の監視 指導	食品衛生監視指導計画中の施設監視達成率（再掲）	133%	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画における集団給食施設の延べ監視達成率	104%	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生責任者講習会の実施回数（再掲）	177回	130回	130回	130回	130回	130回	生活衛生課
(2)	アレルギー 物質対策	食品衛生監視指導計画中の食品製造施設への立入検査実施数 <small>累計</small>	202施設	100施設	200施設	300施設	400施設	500施設	生活衛生課
		アレルギー物質検査数 <small>累計</small>	32検体	30検体	60検体	90検体	120検体	150検体	生活衛生課
(3)	放射性物質 対策	県内に流通する農畜水産物等の放射性物質検査の検査数 <small>累計</small>	80検体	80検体	160検体	240検体	320検体	400検体	生活衛生課
		空間放射線量率の定点測定地点数（年度末現在）	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所	環境管理課
(4)	農薬対策	県内に流通する食品（輸入農産物等を含む）の残留農薬検査数 <small>累計</small>	155検体	150検体	300検体	450検体	600検体	750検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食品（加工食品）の残留農薬検査検体数 <small>累計</small>	50検体	50検体	100検体	150検体	200検体	250検体	生活衛生課

項目			平成24年度 実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課	
(4)	農薬対策	県内に流通する輸入食品（農産物等）の残留農薬検査検体数 <u>累計</u>	82 検体	80 検体	160 検体	240 検体	320 検体	400 検体	生活衛生課	
		農薬販売店の検査数	805 件 ／ 1,196 件	全販売店の半数	全販売店の半数	全販売店の半数	全販売店の半数	全販売店の半数	農産園芸課	
		県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	農産園芸課	
		農薬販売者・使用者等研修の受講者数 <u>累計</u>	655 人	400 人	800 人	1,200 人	1,600 人	2,000 人	農産園芸課	
(5)	食品添加物対策	県内に流通する食品（輸入食品を含む）の食品添加物検査数 <u>累計</u>	442 検体	430 検体	860 検体	1,290 検体	1,720 検体	2,150 検体	生活衛生課	
		県内に流通する輸入加工食品の食品添加物検査数 <u>累計</u>	137 検体	120 検体	240 検体	360 検体	480 検体	600 検体	生活衛生課	
(6)	遺伝子組換え食品対策	県内に流通する食品の遺伝子組換え検査数 <u>累計</u>	33 検体	30 検体	60 検体	90 検体	120 検体	150 検体	生活衛生課	
		県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査数 <u>累計</u>	1 検体	1 検体	2 検体	3 検体	4 検体	5 検体	農産園芸課	
(7)	環境汚染物質・環境因子対策	米のカドミウム検査数 <u>累計</u>	3 検体	3 検体	6 検体	9 検体	12 検体	15 検体	生活衛生課	
		牛乳のPCB 検査数 <u>累計</u>	2 検体	2 検体	4 検体	6 検体	8 検体	10 検体	生活衛生課	
		農作物中の重金属等の調査数 <u>累計</u>	90 検体	90 検体	180 検体	270 検体	360 検体	450 検体	農産園芸課	
		ダイオキシン類常時監視検体数	30 検体	33 検体	33 検体	33 検体	33 検体	33 検体	環境管理課	
		水生生物保全類型指定（河川数）（年度未現在）	4 河川	28 河川	40 河川	48 河川	48 河川	48 河川	環境管理課	
(8)	動物用医薬品対策	薬剤耐性菌調査検体数 <u>累計</u>	24 検体	24 検体	48 検体	72 検体	82 検体	92 検体	畜産課	
		動物用医薬品の不適正使用把握件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	畜産課	
		畜産農家への立入・巡回指導の実施	1 施設 1 回	全農場に対して年度ごとに 1 回実施						畜産課
		家畜診療施設（診療獣医師）に対する指導の実施	1 施設 1 回	全施設に対し年度ごとに 1 回実施						畜産課
		動物用医薬品店舗販売業者（特例店舗販売業者を除く）に対する立入検査の実施	50% 25 店/ 50 店	全店舗の半数に対し年度ごとに 1 回実施						畜産課
動物用医薬品特例店舗販売業者に対する立入検査の実施回数	35% 47 店/ 134 店	全店舗の 1/3 に対して年度ごとに 1 回実施						畜産課		

項目			平成24年度 実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
(8)	動物用医薬品対策	県内に流通する食肉等の残留動物用医薬品検査数（輸入品含む） <u>累計</u>	525 検体	500 検体	1,000 検体	1,500 検体	2,000 検体	2,500 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数 <u>累計</u>	81 検体	75 検体	150 検体	225 検体	300 検体	375 検体	生活衛生課
(9)	牛海綿状脳症（BSE）対策	法令で定めるBSE検査の実施割合（県内と畜場に搬入される牛）	100%	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		法令で定めるBSE検査の実施割合（死亡牛）	100%	100%	100%	100%	100%	100%	畜産課
(10)	健康食品対策	健康食品試買検査数 <u>累計</u>	20 検体	20 検体	40 検体	60 検体	80 検体	100 検体	薬務水道課
		食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数（再掲） <u>累計</u>	215 人	200 人	400 人	600 人	800 人	1,000 人	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
		健康食品に関する講習会（消費者対象）の実施回数 <u>累計</u>	11 回	11 回	22 回	33 回	44 回	55 回	薬務水道課
(11)	食品表示対策	食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数 <u>累計</u>	718 回	500 回	1,000 回	1,500 回	2,000 回	2,500 回	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
		食品表示法に基づく立入検査の実施回数 <u>累計</u>	1,245 回	1,000 回	2,000 回	3,000 回	4,000 回	5,000 回	生活衛生課
		米トレーサビリティ法に基づく立入検査の実施回数 <u>累計</u>	709 回	500 回	1,000 回	1,500 回	2,000 回	2,500 回	生活衛生課
		機能性表示食品の外形検査実施回数					7 回	7 回	生活衛生課
		食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数（再掲） <u>累計</u>	215 人	200 人	400 人	600 人	800 人	1,000 人	県民生活課 生活衛生課 薬務水道課
		食品表示基礎講座（消費者対象）の実施回数 <u>累計</u>	12 回	11 回	22 回	33 回	44 回	55 回	生活衛生課
		栄養成分表示講習会（消費者対象）の実施回数 <u>累計</u>	6 回	7 回	14 回	21 回	28 回	35 回	生活衛生課
(12)	輸入食品対策	県内に流通する輸入食品（加工食品）の残留農薬検査数（再掲） <u>累計</u>	50 検体	50 検体	100 検体	150 検体	200 検体	250 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食品（農産物等）の残留農薬検査数（再掲） <u>累計</u>	82 検体	80 検体	160 検体	240 検体	320 検体	400 検体	生活衛生課

項目			平成24年度 実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
(12)	輸入食品 対策	県内に流通する輸入食品の 食品添加物検査数（再掲） 累計	137 検体	120 検体	240 検体	360 検体	480 検体	600 検体	生活衛生課
		県内に流通する輸入食肉等 の残留動物用医薬品検査数 （再掲） 累計	81 検体	75 検体	150 検体	225 検体	300 検体	375 検体	生活衛生課
(13)	食品廃棄 物対策	食品衛生監視指導計画中の 食品製造施設監視達成率					100%	100%	生活衛生課
		弁当屋等の監視指導数					1,000 施設	1,000 施設	生活衛生課
		休業施設の監視指導数					把握している 全休業施設 に対し1 回/年	把握している 全休業施設 に対し1 回/年	生活衛生課
		食品衛生責任者講習会の実 施回数（再掲）	177 回	130 回	130 回	130 回	130 回	130 回	生活衛生課
4 危機管理体制 の構築	食品安全連絡会議の開催回 数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	生活衛生課	
	食品緊急情報メール登録者 総数	363 ※279	300	320	340	360	380	生活衛生課	

※平成26年2月に配信不能分を整理した実数値。

施策の方向2 食品に対する安心感の向上									
1 リスクコミュニケーションの推進									
(1)	双方向の リスクコ ミュニ ケーション	リスクコミュニケーション事業等 の参加者数累計	2,025 人	1,800 人	3,600 人	5,400 人	7,200 人	9,000 人	生活衛生課
		リスクコミュニケーション事業参 加者の理解度	95%	90%	90%	90%	90%	90%	生活衛生課
(2)	食品の安全と信頼 に関する 情報の提供	食卓の安全・安心ニュース発 行数累計	12 回	12 回	24 回	36 回	48 回	60 回	生活衛生課
		メールマガジン登録者総数	201 件	220 件	240 件	260 件	280 件	300 件	生活衛生課
(3)	県民の意 見の収集 と活用	食品安全対策協議会の開催 回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	生活衛生課
		食品安全対策モニター人数	415 人	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人	生活衛生課
		県民アンケート調査の対象人 数	1,714 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	生活衛生課
		食品安全相談員の数	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	県民生活課 生活衛生課

項目		平成24年度 実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	担当課
施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保								
1 環境にやさしい農業の推進	GAP導入の普及推進に向けた研修会等の実施回数 累計	4回	11回	22回	33回	44回	55回	農産園芸課
2 地産地消の推進	農産物直売所販売額（年間）	121億円	127億円	130億円	130億円	130億円	130億円	農産物流通課
	学校給食における県内産野菜の使用割合（年間）	22%	24%	24%	25%	25%	26%	農産物流通課
	県内学校給食の牛乳消費量に占める県内産牛乳の割合（年間）	100%	100%	100%	100%	100%	100%	畜産課
	「県産品愛用推進宣言の店」の店舗数（年度末現在）	307店	320店	340店	360店			地域産業課
	「県産品愛用推進宣言の店」の新規指定数					20店	20店	地域産業課
3 食品の安全を支える調査研究の推進	試験研究機関による技術相談・技術支援の実施回数（累計）	288回	250回	500回	750回	1,000回	1,250回	産業技術課 農政課
	試験研究機関による巡回指導の実施回数（累計）	62回	30回	60回	90回	120回	150回	産業技術課 農政課
4 食品の安全を守る人材の確保・育成	食品衛生監視員等研修会の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	生活衛生課
	食品表示担当者研修会の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	生活衛生課
	保健所試験検査担当者研修会の実施回数	3回	2回	2回	2回	2回	2回	生活衛生課
	食肉衛生検査技術研修会の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	生活衛生課
	病性鑑定技術研修会の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	畜産課

食の安全に関する相談窓口一覧

■ 食の安全相談窓口

食の安全に関する総合窓口です。質問、要望、提案などを受付しています。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁食品安全推進室 (生活衛生課内)	058-272-8284 c11222@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域
岐阜保健所	058-380-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜保健所本巣・山県センター	058-213-7268	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111(266)	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111(261)	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011(355)	関市・美濃市
関保健所郡上センター	0575-67-1111(352)	郡上市
可茂保健所	0574-25-3111(355)	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
東濃保健所	0572-23-1111(357)	多治見市・瑞浪市・土岐市
恵那保健所	0573-26-1111(253)	中津川市・恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111(324)	高山市・飛騨市・大野郡
飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111(353)	下呂市

(岐阜市)

名 称	電話番号等	所管区域
岐阜市保健所	058-252-7194	岐阜市

■ 農産物の総合相談窓口

岐阜県の安全・安心・健康な農産物に関する生産者、生産方法、販売先等の相談窓口です。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁農政課	058-272-8415 c11411@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域

食の安全に関する県関係機関一覧

■ 県庁

名 称	電話番号等	業務内容
食品安全推進室 (生活衛生課内)	058-272-8284	食の安全全般、食品衛生 健康食品（健康増進法関係）
薬務水道課	058-272-8285	健康食品（医薬品医療機器等法 関係）
農政課	058-272-8415	農産物全般
里川振興課	058-272-8293	水産物
農産物流通課	058-272-8418	地産地消
農産園芸課	058-272-8435	農薬、肥料、農産物への有害物質 ぎふクリーン農業、野菜・果樹・茶の生産、 米・麦・大豆の生産、花きの生産
畜産課	058-272-8449	畜産物

■ 現地機関

業 務	名 称	電話番号	所管区域
食 品 衛 生 ・ 健 康 食 品	岐阜保健所	058-380-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
	岐阜保健所 本巣・山県センター	058-213-7268	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
	西濃保健所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
	西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111	揖斐郡
	関保健所	0575-33-4011	関市・美濃市
	関保健所郡上センター	0575-67-1111	郡上市
	可茂保健所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	東濃保健所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那保健所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨保健所 飛騨保健所下呂センター	0577-33-1111 0576-52-3111	高山市・飛騨市・大野郡 下呂市

■ 現地機関（続き）

業 務	名 称	電話番号	所管区域
農 業	病虫害防除所	058-239-3161	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市 ・本巣市・羽島郡・本巣郡・大垣市・海津市・ 養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・美濃加茂 市・可児市・加茂郡・可児郡・関市・美濃市・ 郡上市・多治見市・瑞浪市・土岐市・中津川 市・恵那市
	病虫害防除所 飛騨支所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡
農 産 物 全 般	岐阜農林事務所	058-264-1111	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市 ・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃農林事務所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
	揖斐農林事務所	0585-23-1111	揖斐郡
	可茂農林事務所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	中濃農林事務所	0575-33-4011	関市・美濃市
	郡上農林事務所	0575-67-1111	郡上市
	東濃農林事務所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那農林事務所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨農林事務所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡
畜 産 物	中央家畜保健衛生所	0584-73-1111	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市 ・本巣市・羽島郡・本巣郡・大垣市・海津市・ 養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡
	中濃家畜保健衛生所	0574-25-3111	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市 加茂郡・可児郡
	東濃家畜保健衛生所	0573-26-1111	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市
	飛騨家畜保健衛生所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡



岐阜県食品安全行動基本計画
～第3期～

平成26年4月発行

発行 岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8284

E-mail c11222@pref.gifu.lg.jp

URL <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/>